

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（目時重雄君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12人であります。

よって、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

◎一般質問

○議長（目時重雄君） 日程第1、一般質問を行います。

◇ 菅原明雅君

○議長（目時重雄君） 5番、菅原明雅君の登壇を求めます。

なお、菅原議員からは、事前の資料の配付許可を求められており、これを許可いたしますので、配付をお願いします。

〔資料配付〕

〔5番 菅原明雅君登壇〕

○5番（菅原明雅君） では、皆さんおはようございます。

5番、菅原明雅、議長から発言の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

その前に、今3月議会で1期4年の半分を終えることとなりますので、簡単に今までの新人議員としての感想を述べさせていただきたいと思います。

この2年は、新型コロナウイルス感染症に明け暮れた異常な2年でした。本来であれば、このような会議終了後には反省会や懇親会があり、そういう交流を通して先輩議員からご指導いただき、多くを学び、議員としての基礎を築く大切な2年であったと思います。しかし、歓迎会もないまま、また先輩議員との交流も多く得られないまま現在に至っています。そのことが

何より残念であります。

また、本来であれば、町の職員の方々ともざっくばらんな雰囲気の中で、建前だけでなく行政の本音や実情を伺い、情報を共有する機会を得て、町をよりよくするためにもっとうまく活動できたのではないかとの思いもあります。さらには、町民と語る正式な場もなく、鹿角市をはじめとする他市町村議員との交流や町に必要な施策を研修、視察する場もありませんでした。総じて、新人議員として、人との交流によって築き上げられるべき大切な時間を得られなかったことが悔やまれます。

BA. 2、ステルスオミクロンという新株の流行が懸念されるとの情報もあります。しばらくはこのような状況が続くことになるのでしょうか、「世代をつなごう 2025年に備えたまちづくりを」という主題が私の1期4年の仕事であることに変わりありません。戦後のベビーブームで生まれた団塊の世代の諸先輩が、本年、令和4年、2022年から順次後期高齢者になっていきます。後期高齢者が急増します。そして、それに伴う難題が多くなるわけですが、近い将来を見据え、自分の主題を見失うことなく努めていきたいと考えておりますので、これからもよろしく願いいたします。

さて、第1の質問に移りますが、その前に、小坂町老人クラブ連合会の会長であり、私たち老人バレー小坂アカシヤチームの部長でありました成田俊昭氏のご冥福を心よりお祈りいたしたく思います。この1月2日に、玉始めということで練習の後、会食をしながら新年会を行ったのですが、俊昭氏からはいつもどおりの前向きなご挨拶をいただき、本人はいつもどおり弁当を召し上がっておられました。あれから50日足らずの訃報ということで、今でも信じられない思いであります。

実は、今議会の発言通告書を議会事務局に提出した翌日の訃報でありました。俊昭氏は健康老人の代表のような方でしたから、いろいろ教えていただき、この質問に臨みたいと考えておりましたので、何ともタイミングの悪い質問となりましたが、健康に長生きしたいというのは多くの町民の願いであり、これからのさらなる高齢社会に必要な視点であると考えますので、あえて質問させていただきます。

文面どおり読ませていただきます。

昨年12月21日付の秋田魁新報で、本県の健康寿命が飛躍的に向上したと報道されました。前回に比べ、今回調査では男性が71.21歳から72.61歳、都道府県別では最下位から26位に、女性が74.53歳から76.00歳、33位から15位に延びたという明るいニュースでした。秋田県は「目指せ『健康寿命』日本一」を標榜し、その成果が表れたものと考えます。

そこで、以下の質問と提案をいたします。

1番として、「健康寿命」の定義と成果を上げた秋田県の実態と「健康寿命」を延ばす施策があればお示し願いたい。

2つ目に、本町の「健康寿命」の実態と「健康寿命」を延ばす施策があればお示し願いたい。

そして、3番目は提案であります。老人の社会参加活動を推進し、「目指せ『健康寿命』秋田県一」を標榜してはいかがか。健康に長生きしたいというのは多くの町民の願いであり、健康保険や介護保険の軽減という観点からも有効かと思われまますので、ということでありまます。

次に、第2の質問として、「令和3年度秋田県『コミュニティ生活圏形成事業』小坂町報告会」についてお伺いいたします。

この質問は、行きがかり上、農業問題に関わります。無論、私は、ずぶの素人でありまして、専門の先輩議員の前で話すのはおこがましいのでありますが、素人の質問も新鮮だろうと、意を決して質問いたします。

本年1月15日にセパームで開催された令和3年度秋田県コミュニティ生活圏形成事業小坂町報告会は、すばらしい報告会であったと思います。特に、若い4人のパネリストの発表や意見は地域や町の将来を思う情熱が伝わってきて、頼もしさを感じる会でもありました。すばらしい事業ですので、町民の一人として応援いたしたく、また、ぜひ成果ある事業にしていただきたく、質問いたします。

1番として、この事業の概要と、川上地区を指定した理由をお伺いしたい。

2番目として、幾つかの提案がなされましたが、持続可能なコミュニティ生活圏という観点からすれば、ポイントとなる項目（ポイントとなる項目というのは、この資料のA班前半、後半というようにあるのですが、その上のところ、その他とか、子育て、教育、コミュニティ、福祉、農林漁、防災というのが項目です）、この項目の中でポイントになる項目は農林漁業の強化、つまり、働く場・雇用の確保だと私は考えますが、いかがお考えか。

3番目として、具体的には、農事組合法人並びに認定農家の強化が農村部の持続的なコミュニティ形成には必要不可欠だと考えます。また、農事組合法人並びに認定農家の強化は、川上地区に限らず、本町全体の農林漁業や農村部のコミュニティの強化につながるものでもあると考えます。農事組合法人並びに認定農家の強化のためには、グローバルな視点からの県の支援や指導が必要だと考えますが、いかがでありましようか。

以上、発言通告に従って申し述べました。必要によって再質問させていただきます。

以上です。

○議長（目時重雄君） それでは、5番、菅原明雅君の一般質問に対し、町長からの答弁を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） おはようございます。

5番、菅原明雅議員の一般質問にお答えさせていただきます。

初めに、「健康寿命」についてのお尋ねでございます。

1点目の「健康寿命の定義」であります。2000年にWHOが提唱したもので、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間とされており、日常的に介護などを必要とすることなく自立した生活を送れる年数を表しております。厚生労働省は、3年に1度、健康寿命に関する調査を行い、昨年12月の公表では、本県の健康寿命が飛躍的に向上したと新聞報道されました。2016年の前回調査に比べ、本県は男性が1.4歳延びて72.61歳、都道府県別では最下位の46位から26位に、女性は1.47歳延びて76.00歳、33位から15位となりました。

本県では、高齢化率が全国でも高く、平成29年4月には県人口が100万人を割り込むなど少子高齢化や人口減少が著しい状況にあり、がんや脳血管疾患などの生活習慣病による死亡率が依然として全国的に高く、自殺率も全国で最も高い状況であります。このような中においても、生きがいを持って安心して暮らせる健康長寿社会を実現するために、県民が健康に暮らせる期間である健康寿命の向上に向けた取組を強化していく必要があるとして、10年で健康寿命日本一の達成を目指し、平成29年7月に全市町村、企業や民間団体など多様な主体で構成する秋田県健康づくり県民運動推進協議会を立ち上げ、県民総ぐるみで健康づくり運動を展開していくことが確認されました。

これを受け、県では平成30年度に令和4年度までの5年間の計画期間とした健康秋田いきいきアクションプランを策定し、『みんなでめざせ、健康長寿日本一！』を掲げ、健康づくり運動を展開するため、働き盛り世代の健康づくり対策として、栄養・食生活分野では「塩分の摂り過ぎ注意」、身体活動・運動分野では「プラス2000歩」、たばこは「受動喫煙ゼロ、そして禁煙」を目標に、また、高齢者の健康づくり対策として「適度な運動」と「バランスのよい食生活」、生きがいづくりとして「ロコモ・フレイル予防」を重点分野に設定し、事業を展開しております。

今回の調査結果で健康寿命が向上したのは、こうした事業を推進するため、健康づくりの情報提供や健康長寿推進員の育成、健康経営の普及、健康ポイント導入支援など、各市町村をはじめ、健康づくりに関係する団体、企業等が県の統一的な方針に基づき、官民間わずまに県民総ぐるみで健康づくりに努めている成果の表れだと思っております。

2点目の「健康寿命の実態と寿命を伸ばす施策」についてであります。

市町村別の健康寿命は、先ほどの厚生労働省が公表している数値と算出根拠が異なる上、人口1万2,000人未満の場合は、算定の精度が十分ではありませんが、県が市町村別に公表しているものは介護認定者数を用いたもので、日常生活動作が自立している期間の平均となります。

本町の状況は、男性が、平成22年が79.67歳、平成27年が77.00歳、平成30年が75.04歳と推移し、この8年間で4.63歳短くなっており、女性は、平成22年が82.31歳、平成27年が83.06歳、平成30年が83.36歳と推移し、1.05歳延びております。

本町の健康寿命を伸ばす施策としては、先ほどお答えしました県の健康秋田いきいきアクションプランに基づき、平成29年11月に「健康づくり人材、ヘルスはっぴいチャレンジャーを、10年で100人育成します！」と宣言し、人材育成を行っております。この事業は、今年度で4年目になりますが、特に働き盛り世代を中心に生活習慣の改善を推進し、家庭や職場単位での健康づくりの取組を普及する健康意識の高い人材を育成し、地域や職場での活動を展開していただくことを目的に実施しているもので、これまで養成講座を修了した87人の方を「ヘルスはっぴいチャレンジャー」として認定しております。このほかにも、第2次小坂町健康増進計画に基づき、健康診査の受診率向上やライフステージに応じた健康教育、健康相談及び介護予防事業等も強化し、特に参加率の低い男性をターゲットに、主に運動機能向上を目的とした新規事業を来年度から実施する予定でございます。

今後も、生涯を通じて健康で暮らせるまちを目指した事業を積極的に実施してまいりたいと考えております。

3点目の「高齢者の社会参加活動」についてであります。

現在、各自治会に保健師、看護師が訪問し、健康相談や体操、レクリエーションなどを行っている「お元気くらぶ」、動く脳トレと呼ばれているスクエアステップやストレッチ等を行っている「みんなのスクエアステップ講座」、主にひとり暮らしの方や閉じ籠もりがちなど生活に不安がある方が参加している「いきいき塾」、健康や介護相談、認知症に関する講話などを行っている「かようカフェ」などのほか、社会福祉協議会が実施している地区への

出張講座なども含め、多くの方々から参加いただいております。

また、各自治会で主体的に集まり定期的に活動している「居場所」、趣味やスポーツとしてパークゴルフ、グランドゴルフ、テニス、バレーなどのサークル活動についてもそれぞれ積極的に活動されていると見聞きしており、このような様々な活動が介護予防や生きがいくりにつながり、健康寿命の向上にもつながっているものと思います。こうしたことから、町の介護保険料が県内で大潟村に次ぎ2番目に低く抑えられている大きな要因であるとも考えております。

今後、「高齢者も元気に暮らせるこさか」を目指し、できるだけ住み慣れた地域でいきいきと過ごせるよう、各機関と連携をとって実りある事業展開が図られるよう努めてまいります。

次に、「令和3年度秋田県『コミュニティ生活圏形成事業』小坂町報告会」について、1点目の「この事業の概要と川上地区を指定した理由」のお尋ねであります。

コミュニティ生活圏形成事業は、令和元年度から秋田県が行っている事業で、人口減少や高齢化が進む中で、複数の集落から成る単位が連携して、住民が主体となって地域の課題解決を図ることを目指すことで、将来にわたって暮らし続けられる地域、いわゆる持続可能な地域づくりを実現しようとするものでございます。

1年目の今年度は、人口分析と将来予測、それから地域の強み・弱みの分析を行い、その成果を1月15日の小坂町報告会で披露したところでございます。2年目となる令和4年度は、地域が目指す将来像を示したグランドデザインとなる行動計画を策定し、3年目からは、いよいよ目指す姿の実現に向けた実践活動をスタートさせます。

令和元年度・2年度には、8市3町の地域が事業を始めており、令和3年度からは当町を含め1市2町が新たに加わりました。令和元年度から始めている地域は、今年度から実践活動に移行していて、実際の取組としては、会費制のカフェ運営を地区公民館や町内会館などで実施したり、地域内にあった唯一の商店が閉店するため、空き施設を地域で借り上げ、地域で運営する店舗を開設しながら、地域住民が集う場としてにぎわい創出を図ろうとしております。

川上地区は、それぞれの自治会が特色ある活動をしているだけではなく、川上連合として小坂七夕祭に平成6年度から継続して参加していることや、平成14年の川上小学校閉校後も川上プールの運営を続けていることなど、自治会の枠を超えて連協単位でのまとまりある活動が行われております。また、新しくなった川上公民館が活動拠点として存在していること

も、選定に至った大きな理由の一つとなります。

さらに、秋田自動車道・小坂北インターチェンジの開通により交通の利便性が増し、新しい地域づくりの可能性が広がっている地域でもあります。住民自らが考え、住民自らが運営できる取組を行うことがこの事業の目指すところでありますので、2年目、3年目の活動に期待するとともに、川上地区が持続的に発展していくことを期待しているところでございます。

2点目及び3点目の「農林漁業の強化」についてのお尋ねでございます。

農業は、食料の供給の他にも水源の涵養、国土の保全、良好な景観の形成等、その地域に暮らす人々に大きな恩恵をもたらしております。しかしながら、全国的に農業を取り巻く環境は、農業者の高齢化、担い手不足による農家数の減少が続いております。町内の農業も、稲作を主とする個人小規模農家が多数で、農地の集積を目指す担い手が不足している状況から、農地集積の受け手の申出が少なく、生産性の向上や作業コスト削減のための農地中間管理事業を活用した農地の集約化が課題となっております。

このような中、町には、農事組合法人や認定農業者を中心として、農業に一生懸命取り組んでおられる方がおられます。その方々は、地域農業のリーダー的存在であるとともに地域活動にも積極的に参加しており、地域農業の相談や指導など農村地域を牽引していただいております。また、農業法人については、働く場の確保、農地集積の受け手として、地域経済にはなくてはならない存在でございます。県においても、認定農業者を対象とした各種補助制度の創設や集落営農の指導など、きめ細やかな支援をしていただいております。

これから目指す町の農業は、現在の稲作中心農業から、重点戦略作物など多様な農業生産への取組を推進し、高付加価値の見込める収益性の高い「もうかる農業」への生産振興を図るなど、農業の持続的発展につながる総合的な取組が求められております。そのためにも、今後も県からの支援や指導をいただき、地域農業を支えていただいている小規模個人農家からの声に耳を傾けながら、地域の状況に応じた担い手や法人化の育成、多面的機能支払交付金の活用による農地等の保全管理に係る協働活動の支援、スマート農業の推進、県営ほ場整備事業による農地集積や生産基盤の整備を推進することで、農事組合法人並びに認定農業者の強化を図ってまいりたいと考えております。

以上、5番、菅原明雅議員の一般質問の答弁とさせていただきます。

なお、答弁漏れ等につきましては、再質問でお答えさせていただきます。

○議長（目時重雄君） 5番。

○5番（菅原明雅君） まず、1番の問題ですが、私の提案であります「目指せ『健康寿命』秋田県一」を標榜してはいかがか、ということに対しての答えがなかったように思うのですが、この点について、改めてお伺いいたします。

○議長（日時重雄君） 福祉課長。

○福祉課長（西谷浩一君） 現在、小坂町健康づくり推進協議会の中で、老人クラブ連合会の代表の方も委員として参加していただいておりますので、その中で改めてまた相談をさせていただきたいというように考えております。

○議長（日時重雄君） 5番。

○5番（菅原明雅君） そうすれば、現時点では標榜しないということでございますね。検討するということは、捉え方によってはやらないという答えだという話を伺ったことがありますが、標榜していただきたいというように思っています。

というのは、数字というのは、確かに捉え方によって、また、統計の仕方によって変わってくるものだと思いますが、同時に非常に分かりやすいし説得力があるものだと思うのです。秋田県も「目指せ『健康寿命』日本一」ということで標榜したわけですが、実は、このことを言ったとき、私はもうひどいなと思ったのです。というのは、秋田県が男子は最下位だったのです。最下位でありながら全国一を目指すというのは、あまりにもちょっとかけ離れている目標でないかなと思ったのですが、結果的には標榜したことでいろいろな施策が生まれて、そしてやらなければいけないということで男性は26位、女性も15位にと延びたわけですので、やはり標榜していただきたいと、検討するにしても前向きに標榜していただきたいというように思いますが、いかがでしょうか。

○議長（日時重雄君） 町長。

○町長（細越 満君） その点につきましては、前向きに検討していきたいと思います。今、いろいろな施策を一生懸命やっていますので、今のところはそれを一生懸命頑張ることによって秋田県一になれる部分があるのかなという思いをしているところでございますので、前向きに頑張っていきたいと思います。

○議長（日時重雄君） 5番。

○5番（菅原明雅君） よろしくお願ひしたいと思います。

私、毎回言っているのですが、やはり小坂町の福祉行政というのは優れていると思いますので、優れていることをやはり数値化していくということも大切だと思いますし、標榜すること、町民の目標として掲げることでありまして、町民の一体感であるとか、今後

の活動につながる、今やっている施策を推進することにもなると思いますので、ぜひ前向きにお願いをしたいと思います。

課題として、男性の高齢者の社会参加がちょっと課題だということも伺いました。その辺も含めて、よろしく、前向きに検討するだけではなく、標榜していただければありがたいと思います。

次に、資料を配付した2番目の問題であります。この資料、非常に、何枚かあった中の部分を印刷していただいたものですが、こういう形で、やっぱり地域の住民がいろいろ集まって、この写真のように話し合いながら地域の将来を語るというのは素晴らしいことだと思います。こういう活動をしていること、活動すること自体がまず素晴らしいということで、本当に敬意を表したいと思います。

それで、このプリントの最後のところに、今後あるいは来年度以降、コミュニティ生活圏として取り組んでいきたいことというような形で、その地域でいろいろな課題を話し合っ前に進んでいるということですが、ただ、長期的に持続可能なコミュニティということを考えれば、やはり農業、林業だということに思います。そして、そのための、非常に難しい問題ではあるのですが、やっぱり農業法人、農事法人ということを考え、その法人を強化していくことが必要になるということに思います。

まず、第1点目の質問であります。この事業は県の事業で、県としては3年目、小坂町としては1年目の事業ということよろしいでしょうか。確認です。

○議長（目時重雄君） 総務課長。

○総務課長（窪田圭一君） 令和元年度から3年の予定で始まった事業であります。県のほうでは、来年度以降も継続していくということで聞いております。

○議長（目時重雄君） 5番。

○5番（菅原明雅君） 先進地視察が有効だと思いますけれども、本年度、先進地視察等の計画はあるものでしょうか。

○議長（目時重雄君） 総務課長。

○総務課長（窪田圭一君） 今年度というのは、令和4年度のことですよね。令和4年度は、行動計画の策定をする期間になりますので、来年度につきましては、まだ行動を起こす時期ではないので、計画はないと思います。

○議長（目時重雄君） 5番。

○5番（菅原明雅君） ぜひ、先進地視察をしていただきたいと思いますように思います。

秋田県では、令和元年度から始まっている地域がありますので、進んでいる地域を見ることで計画もうまくやっていけるように思うのです。具体的には、五城目町の馬場目地区であるとか、あと、近いところでは大館市の山田地区でやられていますよね。やはり、そういうところの話を聞いて仕事を進めていくということのほうがより現実的だと考えますが、いかがでしょうか。ぜひ、2年度目には、過去にやられている地域を勉強する会をしていただければありがたいなと思いますが、いかがなものでしょうか。

○議長（目時重雄君） 総務課長。

○総務課長（窪田圭一君） これは、あくまでも県のほうが実施している事業ですので、町がどうのこうの言える立場ではないのですが、活動している地域が視察を望むようであれば、実際、活動に移して計画をしていく段階では可能になるかと思います。

○議長（目時重雄君） 5番。

○5番（菅原明雅君） 五城目地区の石川さんという方が、五城目町議会の議長なのですが、この石川さんがこの地区をまとめている方で、この方に連絡、電話をして聞きました。3年目ということではありますが、うまくいっているところもあるし、うまくいっていないところもあると。

具体的に聞くことで、これからの事業がうまく展開していくと私は思うのです。やっぱり、先輩から聞くことで前に進めますので、こういうようなことを計画しているけれどもうまくいかないということもあるでしょうし、やっぱり計画どおりうまくいくこともあるでしょうし、そういうことを先行している先進地を視察することで目標をよりよく設置できるようにもなります。

石川さんのほうでは、あちらでは、どうぞいつでも、という話をしておりましたので、ぜひ行って、この事業がうまくいったこと、うまくいかなかったこと、そういうことを学んでいただければよろしいのではないかなと思います。予算も絡むことでしょうから、しっかり計画をしていただければありがたい。近場では、大館市の山田地区もありますので、それほど経費かからなく進められるのではないかなと思っています。

それで、ちなみに、石川さんから聞いた話では、やはり成功のポイントは雇用だろうという話をしておりました。農業で生活ができないからコミュニティを出ていくと、林業で生活できないからコミュニティを出ていくと。生活できる手だてを考えなければならない。石川さんの集落では、農業法人に2人の若者を採用して何とかやっていると、その他の集落では、農業従事者の高齢化で先細りが懸念されるという話をしておりました。それが1点。

あと、石川さんの話として、もう一点ですが、県の事業なので、県も一生懸命に指導してくれるし、要望にも応えてくれると。人口減少ワーストワンの県ですから、この事業を成功させなければいけないという強い思いがあるようだと話しておりましたので、こういう事業を活用して、いい意味で利用して、積極的にこの事業に取り組んでいただければありがたいなというように思います。改めて、先進地視察をお願い申し上げたいと思います。

次に、質問でありますけれども、こういう農事組合法人の強化には人的派遣、つまり法人組織そのものを強化する指導者であるとか、地域に即した作物の開発を指導してくれる方、大学の先生とか、県外にもうまくやっている農事法人の方々とか、そういうの方々、さらには周年農業で冬でも稼げるそういう事業等、そういう指導してくれる人材が必要だと思いますけれども、そういうことは可能なものでしょうか。

○議長（目時重雄君） 総務課長。

○総務課長（窪田圭一君） 昨日、ちょうど県の担当している地域づくり推進課から、来年度事業の説明会がございました。その中で、来年度予算に伴いまして、県では新しく事業を計画しているメニューの中に地域づくり支援アドバイザー派遣事業というまさにぴったりのネーミングの事業が新たに行われるということの説明を聞いたところです。細かい、詳しい内容はまだ分かっていないのですが、市町村からアドバイザーの派遣を申請すると、その地域に対して県から業務委託された事業者が県内外の専門家をアドバイザーとして派遣するという事業のようです。派遣されたアドバイザーは、地域の実情に応じて選定される、事業的には派遣が上限2年まで派遣していただけるような事業を予定しているようです。また、そのほかに地域運営モデル支援事業というのも新たに計画されていて、ほかの地域のモデルになるような先進的な事例に取り組む場合に、これも県の補助が受けられるというようなメニューも用意しているようです。

それから、地域づくり推進課とは別に、農山村振興課、農林部局のほうの担当課なのですが、こちらのほうでは、農山村発信ビジネス創出事業という、これも新たに何かつくっているメニューのようですけれども、元気な農山村創造プランというのを先に策定する条件がつきますが、地域特産物のブランド化とか観光等、他分野と組み合わせた新たなビジネスの創出に必要な取組を支援していくという事業も県のほうでは用意しているようでございます。県の補助率がそれぞれ2分の1とか、3分の1とかあるようですけれども、残りの補助の足りない部分については町で負担してほしいというような、そういう事業のようでございます。

○議長（目時重雄君） 5番。

○5番（菅原明雅君）　ということで、県の事業でありますので、県は当然成果を残さなければいけないということで一生懸命頑張ると思っていますので、その頑張りをこの川上地区のほうにも伝えていただいて、やれる事業は積極的に取り組んで、具体的には農林業の強化につなげて行っていただきたいし、法人そのものの強化、法人任せというのではなくて、法人組織であるとか、法人が年間取り組む計画表であるとか、そういうものを指導して行って、ぜひ強化をしていただきたい。アドバイザー事業とか、そういうのがあるようですので、積極的に働きかけて行っていただきたいというように思います。

次に、ここに、濁川保全隊、広報濁川というのがあります。1号から11号までありまして、非常に素晴らしい内容であります。また、同時に、地域住民、つまり農業関係者に対する地域住民のアンケート調査とその分析がなされている資料でもあります。この件については、非常に素晴らしい内容ですので、また別の機会を設けて質問したいと考えておりますが、濁川保全隊、濁川地区以外にもあるようですけれども、この保全隊についてどういうものかお聞きしたいと思います。簡単にご説明願いたいと思います。

○議長（目時重雄君）　観光産業課長。

○観光産業課長（木村則彦君）　この事業は、国の多面的支払交付金事業に基づいて行われている事業でありまして、町内には8つの団体がございます。多面的とは、先ほど町長の答弁にもありましたが、農業、農村は私たちが生きていくのに必要な米や野菜などの生産の場としての役割以外にも、農村で農業が継続して行われることにより私たちの生活にいろいろな恵みをもたらしており、その恵みを農業、農村に有する多面的機能と呼んでいます。

例えば、水田は雨水を一時的に貯留して洪水や土砂崩れを防いだり、多様な生き物を育み、また、美しい農村の風景は私たちの心を和ませてくれるなど大きな役割を果たしており、その恵みは都市住民を含めて国民全体に及んでいます。こうした恵みはお金で買うことができないものであることから、国民全体で農業、農村を支えていくために、農村地域の住民が一致協力して農地のり面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持や軽微な補修、景観形成、水路、農道の長寿命化などの農村環境保全活動を行うことに対して、国が中心となり、県、市町村が協力して食料自給率の向上と農業、農村の有する多面的機能を支援するために行っている事業でございます。

○議長（目時重雄君）　5番。

○5番（菅原明雅君）　どうもありがとうございました。

国も農業に対して力を入れていると、そして農村部のコミュニティを守るための国の事業

であるということによろしいでしょうか。

ということで、農業に対して、また農村部のコミュニティを守るために、国や県はいろいろな事業を組み、頑張っているようですので、よい意味で国や県を利用して、いろいろな事業があるようですので、アンテナを高くして、ぜひこの川上地区で取り組んでいる事業を成功につなげていただきたいというように思います。

また、先輩議員から、この地域特定エネルギーを利用したゼロエミッション農業、脱炭素型周年農業の技術開発と実証という資料を頂きました。非常にこれからの農業ということで進めていかなければいけない事業だというように思いますが、もみ殻を燃料として冬場のハウス栽培をする、脱炭素ということで、環境に優しいこれからの農業にふさわしいものと考えます。

また、このもみ殻バイオマスエネルギーによる栽培事業につきましては、一昨日の秋田魁新報に八郎潟町議会でも話題になったと紹介されておりました。周年農業という雇用につながる事業でありますので、町でも推進していただきたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

○議長（目時重雄君） 観光産業課長。

○観光産業課長（木村則彦君） 国では、環境負荷軽減に資するみどりの食料システム戦略の実現に向けた政策を推進しており、町でも、スマート農業の推進や有機農業への取組、環境保全型農業直接支払交付金事業などを実施しております。

お尋ねのもみ殻を燃料とした冬場のハウス栽培事業についても、みどりの食料システムの構築のための未利用資源のエネルギー利用を促進する事業として国が支援を行っているところです。現在、大谷地区の圃場整備に向けた勉強会を行っている中で、2月に大仙市の事業者が経営しているもみ殻ボイラーを関係者全員で視察に行く予定でしたが、コロナ感染症の拡大により中止となってしまいました。町といたしましても、圃場整備による高収益作物を推進していく上でも興味深いものであることから、今後、圃場整備に向けた勉強会や認定農業者との協議会の中で積極的に話題にしていきたいと考えております。

○議長（目時重雄君） 5番。

○5番（菅原明雅君） ありがたい答弁でございます。ぜひ進めて、やはり、先ほどの石川さんの話ではないのですが、やっぱり農業で生活ができないから出ていく、林業で生活できないから出ていくというわけですので、やはり冬場の稼げる農業というのが大きなポイントになると思いますので、今言われたような形で、議会としてもぜひ研修をして進めていきたい

なというように思いました。

最後になりますけれども、この濁川保全隊のアンケート調査がありまして、「あなたは、近い将来離農されますか」という問いがあります。「あなたは、近い将来離農されますか」という問いです。農業者59人の回答は、「はい」が26人、59人中26人です。「未定」も同じく26人です。「あなたは、近い将来離農されますか」、「いいえ」、つまり離農しないと答えた人は7名、59名中7名、12%が離農しないというアンケート調査であります。この数字をいかに捉えるかは人それぞれでありましようが、私は非常に深刻に捉えております。

大きい話をするようですが、ロシアとウクライナの戦闘によって、食料自給率の低い日本には、多くの食に対する難題がこれから突きつけられることとなります。食を生む農業は生きる基盤を成すものでありますので、まずは身近な小坂町の農業を素人ながら先輩議員や担当者、農業従事者の方々からご教授いただき、これからも勉強していかなければならないと考えました。

今日は、問題提起という意味で話させてもらいました。これからみんなで考えていかなければいけない大きな問題だと思しますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

これで、私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（目時重雄君） これをもって、5番、菅原明雅君の一般質問を終結いたします。

◇ 鹿兒島 巖 君

○議長（目時重雄君） 次に、8番、鹿兒島巖君の登壇を求めます。

なお、鹿兒島議員からは、事前に資料の配付の許可を求められておりますので、これを許可いたしますので、配付をお願いします。

〔資料配付〕

〔8番 鹿兒島 巖君登壇〕

○8番（鹿兒島 巖君） 8番、鹿兒島であります。議長から発言の許可をいただきましたので、ただいまから一般質問を行わせていただきます。

私は、本定例会で、3つの課題で質問をいたします。

まず、第1の課題は、非正規職員の処遇改善にかかわって、の質問であります。

私は、2020年2月議会で、地方公務員法の改正に伴う臨時職員等の採用方法が新たに法

制化されたことにより、会計年度職員非常勤特別職員及び臨時職員の採用方法についての条例改正に関わって質問したところであります。また、関連する課題で、翌年2月議会で、男女共同参画社会へ向けての役場での取組に関わって質問いたしましたが、今回は、その後の経過を踏まえて質問をし、また、提案をしたいと考えております。

そこでまず、質問であります。まず初めに、全職員に占める非正規職員の割合はどうか、その割合をどのように捉えているかについてお伺いをしたいと思います。

職員には、正規採用職員、いわゆる一般職のほかに、非正規職員としての定年退職者を再雇用する再任用職員、そして会計年度任用職員が在籍しておりますけれども、その在籍割合をお聞かせいただきたいと思っております。

次に、一般職以外の職員の中での男女の割合はどうなっているか、この割合をどう捉えているかについてお聞かせください。

3点目は、男女共同参画社会へ向けての町の取組として、この状況をどう捉えて今後取組をしようとするかをお聞かせいただきたいと思っております。

そして、第4点目は、一般職とそれ以外の職員、また一般職以外の職員間の賃金等の処遇の差異を同一労働同一賃金との関わりでどう捉えているか。

以上について所見をお伺いして、改めて質問をさせていただきたいと思っております。

次に、提案の部分でありますけれども、この第1の提案は、必要な職種、常勤的勤務職種は一般職採用とし、非常勤採用は短期・短時間勤務職種に限定すべきであると考えますけれども、こういった提案についてどのように考えるかをお聞かせいただきたいと思っております。

そして、提案の第2は、同一労働同一賃金の観点から賃金を見直し、処遇の改善を行うことを提案したいと考えております。

以上について、第1の課題の提案を申し上げて、これについても答弁をいただいた後に改めて質問をさせていただきたいと思っております。

次に、2つ目の課題であります。

これは、子育て支援策として学校給食の完全無償化についてであります。

この課題については、これまで何度か取り上げ、2020年9月議会での答弁では、平成28年度、2016年度でありますけれども、平成28年度から学校給食の半額助成を実施してきたけれども、今後については、その他の子育て支援、教育支援とも関わってどのような支援が必要か総合的に検討したいとの答弁でありました。しかし、昨今の子どもの置かれている状況、乳幼児から学齢時に及ぶ子どもの貧困問題と言われる世情などを考えれば、住民の命と

暮らしを支える行政の役割としては、義務教育の中での食育の重要性を認識し、食育での支援の強化が必要と考えるところから、さらにこの施策の強化として、完全無償化への決断を求めるものであります。以上、所見をお聞かせいただきたいと思います。

次に、3つ目の課題であります。

地産地消の推進に関わって、学校給食での一層の取組を求めての質問であります。

町は、地産地消と食育を推進する条例を2016年12月議会で制定し、この条例の実効性ある施策の推進として、例えば畑作振興センターの建設などをはじめとして具体的に取り組んできているとの認識を前提としての質問であります。しかしながら、こういった中で、学校給食の状況について、条例制定以降の各年度の事務報告を見る限りでは、条例制定の効果が希薄に見えるところでもあります。先ほどの義務教育での食育の位置づけとの関わりもありますが、その給食の食材の中で、地場産品が増えることは安心・安全な食育の推進として大きな意義があると考えられますが、これまでの状況では、この点についてどのように受け止めているのか、以上について所見をお伺いして、改めて質問をさせていただきたいと思います。

以上であります。

○議長（目時重雄君） それでは、8番、鹿兒島巖君の一般質問に対し、町長からの答弁を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 8番、鹿兒島巖議員の一般質問にお答えさせていただきます。

初めに、非正規職員の処遇改善について、1点目の、全職員に占める非正規職員の割合はどうか、その割合をどう捉えているかのお尋ねでございます。

一般職、再任用職員そして会計年度任用職員を全て合わせた職員数は126人となり、そのうち一般職を除く職員の人数は53人で、構成割合は42%となっております。会計年度任用職員制度の導入により、地域おこし協力隊や国際交流員、外国語指導助手等、以前のいわゆる臨時職員とは異なる職種の人たちも制度上会計年度任用職員の中に含まれるようになり、人数は増えております。いずれは一般事務職員の採用を減らしたり、専門職の外部委託等を検討したりして採用人数を抑制していきたいと考えております。

再任用職員的人数は今がピークで、令和5年度から定年年齢が順次引き上げられれば、再任用職員は減少していくと見込んでおります。

2点目の非正規職員の男女の割合についてでございます。

再任用職員と会計年度任用職員を合わせた53人の男女の割合は、男性が13人の25%、女性が40人で75%となっております。短時間で働きたいと希望する方に女性が多いことや、配偶者の扶養に入っているためその範囲を超えないようにしたいと希望される方がいるなど、募集要件に合った働き方を希望する方に女性が多くなっている結果であると考えております。

3点目の男女共同参画社会へ向けての町の取り組み状況についてであります。

ここ数年は、一般職に占める女性の割合が増えてきたように感じておりましたが、それでも男女の割合を比較すると、男性が6割を超えている状況であります。しかし、会計年度任用職員を加えた全職員で男女の構成割合を比較すると、女性が半数以上を占めております。勤務時間に選択肢があり、自分の生活スタイルに合わせて勤務体系を選択できることで、女性が働きやすい環境になっているのではないかと考えております。

4点目の同一労働同一賃金とのかかわりについてでございます。

一般職では、性別に関わりなく定期的に同じように昇給が行われております。会計年度任用職員も一般職と同じ給料表を使用していますので、同じ基準で働いている職員は同じ条件の給与体系を適用して働いていただいております。

以上、8番、鹿兒島巖議員の一般質問の答弁とさせていただきます。

なお、答弁漏れ等につきましては、再質問でお答えさせていただきます。

○議長（目時重雄君） 次に、教育委員会教育長からの答弁を求めます。

〔教育長 澤口康夫君登壇〕

○教育長（澤口康夫君） 8番、鹿兒島巖議員の一般質問にお答えさせていただきます。

子育て支援策として学校給食の完全無償化についてのお尋ねであります。

教育委員会では、子育て支援を教育行政の重点施策として、平成28年度より小坂小中学校の児童生徒を対象に給食費の半額助成を実施しております。そのほか、就学・教育支援として、遠距離通学の児童生徒に対しての通学費、学校教材費、部活動等の県大会以上の派遣費の全額支援などを実施しております。給食費支援につきましては、食費であることから、保護者の方へある程度のご負担をお願いしたいとの考えから、半額助成は当面継続していきたいと考えております。

また、今年度までは無料だった給食費を含む学校集金の口座振替手数料が令和4年度から有料となり、依頼者である保護者の負担となります。そこで、保護者の負担軽減を鑑み、町が集金に係る口座振替手数料を負担することとし、新年度予算へ提案させていただいております。これからも、子育て支援と食育の観点から、安全・安心でおいしい給食づくりに取り

組んでまいります。

次に、地産地消に関わって学校給食での取り組みについてのお尋ねであります。

町では、平成28年12月、小坂町地産地消及び食育の推進に関する条例を制定し、食育の重要性を認識し積極的に地産地消等の推進を図り、町内農畜産物等を優先的に使用するよう努めております。学校給食においても積極的に小坂町産、秋田県産を使用するように努めておりますが、農産物につきましては天候や収穫時期、収穫量により難しい一面もあります。また、町内の農産物生産者が減少してきている現状もございます。そこで、地元業者、生産者グループ、学校栄養教諭などと定期的に協議し、今年度はあらかじめ農産物の生産時期、収量などを調査し、その食材に合った献立を作成して提供しております。この取組の結果、今年度の地場産品使用率は上がる見込みとなっております。

また、児童生徒、保護者の皆様へは、毎月給食だよりの献立予定表で小坂町産の食材を紹介しております。これからも、新たな地元業者、生産者の開拓、ブドウ、十和田湖ひめますなど地元特産品を積極的に活用しながら、地産地消運動の推進、安全で安心な農畜産物の使用、食育の推進に努めてまいります。

以上、8番、鹿兒島巖議員の一般質問の答弁とさせていただきます。

なお、答弁漏れ等につきましては、再質問でお答えさせていただきます。

○議長（目時重雄君） 8番。

○8番（鹿兒島 巖君） 答弁ありがとうございました。それでは、改めて質問をさせていただきます。

まず、非正規職員の処遇改善にかかわって、であります。この質問につきまして、担当課から頂いた資料等々から作成いたしました。質問関連資料を用意しております。先ほど議長に許可をいただいて配付をいただいておりますので、この資料に基づいて少し質問をさせていただきます。

まず、資料の1ページ目であります。町職員の任用状況の表であります。まず、この1の表の任用形態については、先ほど答弁にも触れておりますけれども、各任用形態とその割合、男女別割合などの表であります。答弁でもありましたけれども、全職員126名、そのうち一般職73名、再任用9名、会計年度任用44名、この表から、会計年度任用職員が全体職員の34.9%ということになっているわけでありまして。男女別では、一般職員では男性が63%、女性が37%でありますけれども、全職員では男性が46.3%、女性が53.2%と逆転をしておりますけれども、その要因は、全職員の約35%を占める会計年度任用職員の86.4%

が女性であるということの要因によって、全職員の中での男女比の逆転があるということが分かるわけであります。

表2であります。これは、職種・職階での状況を見ることはできますけれども、一般職と再任用職員の中での男女比と職務・職階別での男女比が分かるように作成をいたしました。この表からは、男女共同参画の課題、ジェンダー平等の課題が読み取れます。

3月8日、一昨日でありますけれども、国際女性デーということで、新聞各社ではこれに関連する記事が掲載されておりました。その中で、例えば、上智大の地域からジェンダー平等研究会が行った各都道府県の男女平等の割合を政治、行政、教育、経済の4分野に分けて分析した都道府県版ジェンダーギャップ指数という試算が載せられておりました。この試算によれば、秋田県は、行政では43位、政治では27位、教育では40位と低いことになっておりました。ただ、経済だけは5位ということで、経済部門では女性が非常に活躍している秋田県というふうに言われるようであります。

また、行政分野の分析では、県職員の管理職では男性が318人に対し女性が21人、6.2%、市町村の管理職では男性が1,001人に対して女性が218人、17.9%ということであります。そして、当町は、ということになるわけでありますけれども、一つの試算でありますけれども、絶対的なものであるとは言えないでしょうけれども、それでも、これは実態に近いのではないかということを受け止めているわけであります。当町の場合は、先ほどのこの管理職の表で言えば、男性8人、100%、課長補佐で男性66.7%、女性33.3%というそういう実態があったわけであります。

こういった状況について、まず、これは抽象的な話になりますけれども、こういった実態についてどういうふうに考えていますか。ジェンダー問題との関連で、現在の役場の職員の状況についてどう考えているか、まず、所感をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（目時重雄君） 総務課長。

○総務課長（窪田圭一君） たしか、以前に質問いただいたときにもお答えしてあったと思いますが、まず、職員の採用が男性に偏っている年代が続いていたために、女性の管理職、課長への登用がなかなか進んでいないというようなお答えをしてあったように記憶しております。以前、町の計画では、主査以上のところで3割、30%を目指すというような計画を立てておりましたが、現状、この数字でいきますと25%までしかいっていない状況です。

職階ごとの人数をご覧いただくと分かりますが、一番人数が固まっている部分が、主事、技師の若いところ。これも、職員採用を7年間していなかった時期があったこと

などを含めまして、やはりこれから町の上層部、管理職のほうに上がってこなければならぬ年齢層が非常に不足している状況がご覧になれると思います。このような現状もありますので、なかなか上のほうの役職、課長、課長補佐のところ、思うように男女の均等な登用、という状況がなし得ていないというところでございます。

○議長（目時重雄君） 8番。

○8番（鹿兒島 巖君） これまでの歴史的な経過の中で、今の状況としてはこうなっているということなのでしょうけれども、しかし、今後やはりこれは見直していくというか、男女共同参画という観点から、やっぱり女性の登用といいますか、位置づけをきちっとやっていく必要があるだろうと。この資料からすれば、主査、主任あるいは主事、技師クラスになると逆転をしているという状況がありますから、これは、現在の職員の採用の状況がこれに近くなっているということだと思います。しかし、自然にずるずると、そのまま自然に動くのではなくて、少なくともやっぱり管理職の登用等については、先ほど言ったジェンダー平等の観点からの位置づけということが必要ではないかと思います。この点について、町長はどう思いますか。

○議長（目時重雄君） 町長。

○町長（細越 満君） 私としては、何と申しますか、年齢的なものもあると思います。また、職員の技量というのもありますので、その辺を私なりに見ながら、できるだけ女性の登用というのを考えながら進めていきたいなと思っております。

○議長（目時重雄君） 8番。

○8番（鹿兒島 巖君） 次に、2枚目の資料について触れながら質問をさせていただきたいと思っております。

これは、広報こさかに掲載されておりました令和3年度と4年度に関わる会計年度任用職員募集記事を基に作成をいたしました。会計年度任用職員がどういった職種と職場、勤務時間と賃金などの条件で勤務するかが具体的に分かるように作成をさせていただきました。

前置きが少し長くなりましたけれども、そこで改めて伺います。

まず、会計年度任用職員の8割強が女性であるということ、この表で分かります。先ほどの1表との関係で見ていただきたいと思います。その8割の方々が各それぞれの職場の中にいるということになります。先ほどの答弁では、何と申しますか、職員の自由選択あるいは勤務時間の選択にある程度余裕が、幅があるので女性が多く勤務するということだという答弁をしましたがけれども、果たしてそうなのかどうなのか。逆に言えば、なぜ男性が応募し

ないのか、女性は応募しやすくなったけれども、じゃ、何で会計年度任用職員という職種に男性は応募しないのか、どういうふうに捉えますか。まずお聞かせください。

だって、男性は応募してもいいわけでしょう。ところが、実際には女性が8割応募していると、男性は応募しない職種という。会計年度任用職員の職種は男性が応募しないということでしょう。なぜ応募しないのか、その理由をどう考えますか。

○議長（目時重雄君） 総務課長。

○総務課長（窪田圭一君） まず、今年度の応募の状況ですが、男性の応募もありました。全くゼロではございません。ただ、男性が小坂町役場として募集している職種に希望する方がいないのは、当町の会計年度の場合は、フルタイムで働く会計年度任用職員は募集しておりませんので、もっとフルタイムで働きたい、働けるような職場を求めてそちらに流れていっているのではないかなと考えます。

○議長（目時重雄君） 8番。

○8番（鹿兒島 巖君） 端的に言って、例えば雇用期間の問題、あるいは処遇の、賃金の問題、こういうところがやっぱりネックにあるのではないかと。男性が職業を求める場合と、確かに、現実的には女性が職業を求められるのとは現実的な違いがあるかもしれない、しかし、現在の雇用関係の中で、男性が応募したいと思う職種であってもいいはずなのです。ところがそうっていない。これは、やっぱり会計年度任用職員という職種が、労働時間の問題あるいは勤務の長さの問題、あるいは継続的な勤務の問題、それから賃金の問題、処遇の問題、ここで、男性がこの職種を選ばないということなのだと思います。そういう職種の設定をしているということをやはり認識しておく必要があるのではないかと。同時に、そういった職種を長く、多く置くことはどうなのかということをややはり行政としては真剣に考えていただきたいと思うわけでありまして。

会計年度任用という雇用形態が短期的、アルバイト的雇用形態として捉えられている、そういうことが、男性が応募しない要因であると。労働形態の多様化、実態がある中で、短期的、腰かけの、アルバイト的職として求められている、これが、言ってみれば会計年度任用職員の中身として町民から受け止められているから、そういった職種でよい人だけが応募しているということだと思います。こういう職種が、全く否定するわけではないですけども、しかしそれが役場の中で多くなることはどうなのかと、安易にそういう職種の拡大を行うことはどうなのかということについてはやっぱり考えていただきたい。

会計年度任用としている職種の中には、本来は一般職として任用すべき職種があるのでは

ないか、いや、一般職として位置づけて採用し、一般職として職務を担うことで、その職務を果たすことが行政の責任として町民の付託に応えることが必要な職種ということがあるのではないかと私は考えております。例えば、司書や公民館での勤務職員、図書館司書、介護支援専門員、介護士などの有資格専門職種などは一般職として位置づけて採用すべきである、同一労働同一賃金の観点からも、改めてこの点をお伺いしたいと思っているわけであります。

例えば、先ほどお配りした表の中での真ん中ほどに、一般職Cというのがあります。こういった職種は、勤務時間が8時30分から17時15分まで、一般職と同じです。それから、例えば、順序があれになりますけれども、一般職A、一番上の表で、勤務時間が8時30分から16時15分、これは、勤務時間を短くして、そして任用職員にしているわけです。仕事としては、一般職と同じように17時15分まで仕事をしてもいいわけなのですが、そうすると、一般職としての関係があるから労働時間を短くして、そしてそれを任用職員にしていると。労働時間を短くして、一般職でないような形で、仕事の内容としては同一労働をさせているということもあるのではないかと。そういった職種は、本来の16時何分でなくて、17時15分までの勤務として一般職として採用すべきではないか、そういうふうに具体的に見えてくるわけであります。

一般職のBもそうであります。これは朝9時から16時になっております。あるいは、先ほど言った一般職のC、8時30分から17時15分、これはこういう仕事であるけれども、労働時間は長いけれども、いわゆる仕事の内容を区分して任用職員にしていると、あるいは、その下の納税相談員や介護支援専門員あるいは介護福祉士、それから歯科衛生士、この辺については、労働時間そのものも一部短くして、納税相談員については8時30分から16時15分まで労働時間を短くして一般職としての扱いをしていない。それから介護支援専門員については、これは、仕事をして、時間、労働時間は一般職と同じだけれども、週の勤務時間を4日にして一般職から外していると。それから、介護士も同じように週の勤務時間を短くして全体の労働時間を短くするというこの中で、一般職から外して会計年度任用職員の扱いで採用していると。そして、労働条件あるいは賃金等を抑えていく、こういう採用の仕方をしているわけでありますけれども、こういった職種を増やすことは本当にいいのかどうなのか、ここを問うているわけであります。

長くなりましたけれども、この点を含めて、同一労働同一賃金の観点からもやっぱり見直していただく必要あるのではないかという質問であります。町長、どういふふうに考えますか。

○議長（目時重雄君） 町長。

○町長（細越 満君） 質問を受けましたけれども、非常に難しい問題かなと思っております。できるだけそのような形で採用できればいいのしょうけれども、職員の定数管理とか、いろいろありますので、何でもかんでもそういう形で一般職にするということはちょっと今の段階では厳しいと思いますけれども、今後に向けて、その辺も考えていかなければならないのかなという思いをしているところでございます。

○議長（目時重雄君） 8番。

○8番（鹿兒島 巖君） 国の全体の方向として、公務員の労働そのものがこういうふうになってきている状況の中での話があるわけでありまして、一自治体での対策というのは非常に難しいかもしれない。しかし、町職員、いわゆる町民のほうから考えて、職員はどうあるべきかという観点の中で、やはり職員の処遇、勤務条件あるいは労働条件の処遇と町民サービスの関係というのは非常に密接なものがありますので、きちっとした職員に対する対応を踏まえて、安易に会計年度任用職員等、いわゆる一般職以外の職員の増加というものをするのはなくて対応していただきたいということを、まずここでお願いしておきたいと思えます。

そこに関わって、新年度の会計年度任用職員の募集は表にあるとおりであり、11職種42人でありましたが、そのうち、一般職C、それから納税相談員、そして放課後児童支援員については、再募集を行いましたよね、今年度。再募集をいたしました。当初の募集では応募がなかったのか、あるいは応募があったが採用に至らなかったのか、いずれにしてもマッチングできなかったということでありまして、その要因をどういうふうに考えているのか、そしてまた、再募集で何とか募集できたのかどうなのか、そこをお伺いしたいと思います。

○議長（目時重雄君） 総務課長。

○総務課長（窪田圭一君） この資料にありますように、募集していた人数に満たなかったために、この3職種につきましては追加で募集をいたしました。その結果、採用に至っております。

○議長（目時重雄君） 8番。

○8番（鹿兒島 巖君） 1回目のとき、いわゆる募集はなかったということですか。募集があったけれども落ちたということですか。どっちですか。

○議長（目時重雄君） 総務課長。

○総務課長（窪田圭一君） 一般事務の部分につきましては、足りなかった。あと、納税相談

員についてはなかった。あと、放課後児童支援員については足りなかったという状態です。

○議長（目時重雄君） 8番。

○8番（鹿兒島 巖君） いずれにしても、やはりなかなか応募が少なかったということだと思います。何とか応募はあったようでありますから、今年度はクリアできたと思いますが、そういう意味で、今いろいろ申しあげましたけれども、やっぱり基本的には、特に会計年度任用職員については職員採用、会計年度任用職員として採用することについての条件といたしますか、それを改めて見直しながら、そしてまた、その任用職員の労働条件、賃金等々を含めた労働条件を引き上げていくことがないと、先ほど言ったように、採用したい人もなかなか採用できないという実態があるのではないかと思います。したがって、会計年度任用職員の制度、何年かかけて賃金等の引上げを行うということでの経過があるわけでありますから、その経過をしっかりと踏まえた取組をお願いして、任用職員の労働条件等の改善も併せてお願いをしたいと思います。この点についてどうですか。労働条件の改善についてさらに取り組んでいくということについてはいかがですか。

○議長（目時重雄君） 総務課長。

○総務課長（窪田圭一君） 会計年度任用職員の制度が始まって、来年度で3年目を迎えます。期末手当の部分で、経過措置のために削減してありましたけれども、来年度から100%の支給に変わります。臨時職員からこの制度に変わったことによりまして、給与面だけではなくて休暇の部分とか、あと、期末手当がそれまでなかったのを支給するようになったりとか、福利厚生の部分でも今までより充実しているといえますか、そういう面を充実させることも同一労働同一賃金の目的の一つであると思いますので、より一般職に近い状態で働いていただけるように、この制度の範囲内で十分やっていきたいと考えております。

○議長（目時重雄君） 8番。

○8番（鹿兒島 巖君） ぜひ、例えば一時金の部分等を含めて、そういう意味では一般職に合わせるというか、比較の関係で改善をしていくという方向も具体的をお願いをしておきたいと思います。

この問題に関連して、これは教育委員会に関わることでありますので、お伺いをしたいと思います。

一般的には、学童保育指導員、小坂町では放課後児童指導員であります。この学童保育指導員の処遇改善に関わって、昨年12月24日付で総務省自治行政局公務員部給与能率推進室長通知、こういうのが出ております。「公的部門（保育）等における処遇改善事業の実施

について」という通知であります。また、厚労省からは、学童保育指導員の処遇改善のために国から補助金が支給される放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業がこの2月から実施されることになったと聞きました。こういった国の施策をどう受け止めて、小坂町としてはどう対応したのかお伺いをしたいと思います。いかがですか。

○議長（目時重雄君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（古澤 健君） 議員がおっしゃる通知につきましては、承知をしております。教育委員会内でも検討いたしました。放課後児童支援員につきましても、町の会計年度任用職員という身分でありまして、他の任用職員とのバランスから、この制度は見送りをしておるところです。

○議長（目時重雄君） 8番。

○8番（鹿兒島 巖君） これは、実は、県内でもこの通知を受けて改善しているところと改善していないところ、ばらばらのようであります。早速この通知があったので、具体的な改善措置を新年度予算に反映したところもありますが、全体的には、それは少ないわけです。しかし、国もそういうふうにやっぱり言って、具体的に臨時特例措置をして予算をつけると言っているわけですから、こういうものが出たとき、やっぱり受けていくという姿勢を示していただきたい。

少なくともこれ、保育園等で例えば3%でしたっけ、処遇改善を行ったわけでしょう、それと同じように学童保育等にもやるところについて補助金出すよと言っているわけですよ。こういう制度をやっぱり積極的に受け止めて、例えば放課後の場合、小坂町のほうで言えば、会計年度任用職員として採用するわけでしょう。その職員採用のときにこの賃金状況について改善部分を上乘せしてやるという、そういう姿勢を示していただきたい。これが今、求められていることではないかと思えます。教育長、この点もう一遍お伺い、なぜそういう対応を小坂町としてしなかったのか、今回のこの任用職員の賃金の改善については反映していないわけでしょう。そこをどういうふうに考えますか。

○議長（目時重雄君） 教育委員会教育長。

○教育長（澤口康夫君） 今のご質問についてであります。先ほど説明したとおり、この会計年度任用職員の一つの部分でありますので、国のほうからの通知がありましたけれども、先ほど説明したとおり、ほかのところとのバランスを考えて、今回はこういう形で進めさせていただきました。

○議長（目時重雄君） 8番。

○8番（鹿兒島 巖君） 非常に残念であります。せっかくそういう国の施策が表されていた、そしてまた、当町では新年度に向けての同職種の採用をするというこの状況のときに、そういった状況をしっかり受け止めて敏感に反応する、そういう姿勢を、たとえ一職種であっても処遇改善が可能であるという状況であったわけでありますので、そういう対応はすべきであらうと思います。町長、そういうことについてどういうふうに考えますか。

○議長（目時重雄君） 町長。

○町長（細越 満君） そういう制度ができたということであれば、できる限り早くそういう制度を利用しながら、賃金アップに、上げることになるのであれば、そういうことも考えていかなければならないと思っております。まず、その辺についてはできるだけ早く改正していきたいと思っております。

○議長（目時重雄君） 8番。

○8番（鹿兒島 巖君） 今後もあると思っておりますので、ぜひそういう取組については緊張感を持って取り組んでいただきたいということをお願いしておきたいと思っております。

次に、子育て支援策としての学校給食の無償化に関わってであります。

前段で、昨今の子どもの置かれている状況、乳幼児から学齢時に及ぶ子どもの貧困問題について少し触れさせていただきましたけれども、1つには、現代社会における子育ての世代の置かれた状況からの子どもの貧困が社会問題化しているということであろうかと思っております。朝食をとらないで登校する、あるいは家での食事はいわゆる店屋物やコンビニ弁当、こういった状況が蔓延していると聞きます。本当に成長期に必要なバランスを欠く、あるいは偏ったもので過ごしている子どもたちが増えつつあると言われております。特に、都市部からそういう状況が広がって、今や農村部でもそういう状況が現れているというふうを受け止めております。

こういったことについて、当町ではどのような状況かというふうに向った場合に、こういう状況は全くないわけではないだろうと思っております。特に学齢上の対応をしなければならない教育委員会として、今、我が町における子どもの状況について、今、私がお話しした部分についてどういう状況か、もし把握をしておればお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（目時重雄君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（古澤 健君） 当町の小中学校につきましては、朝食抜きの子どもたちが何人かいるというのは聞いたことがあります、深刻な栄養不足とか、そういうことはないと考えています。

○議長（目時重雄君） 8番。

○8番（鹿兒島 巖君） なかなか把握しにくい問題ではあります。しかし、例えば、近隣の状況を見ますと、大館市あるいは北秋田市等でもいわゆる子ども食堂をNPO法人等がつくってやっておりますが、非常にここはやっぱり思ったよりも多くの子どもたちが来ているという話を聞きます。当町で言えば、子ども食堂ではありませんけれども、社会福祉協議会のだんらんで、これに似たような施策を一時行いました。現在はコロナの関係で中止しておりますが、始めたときに、やはり予想する以上に子どもたちが来てくれたと思います。そういう状況、やっぱりあるのです、この小坂町でも。

こういう状況を見る中で、小坂町の中で育っていく子どもたちの健康な成長を支える役割についてやっぱりもう少し力を入れる必要があるのではないかと、住民の命と暮らしを支える行政の役割として、義務教育の中での食育の重要性を認識し、食育での支援の強化が必要、こういうことの中でこの給食の無償化を提案してきたわけであります。学校給食は、給食費の半額について公費負担を行っているのでありますけれども、新年度の予算概要によれば、予算額は小学生111人307万円、中学生75人231万円、計538万円、この計上であります。

1つには、児童生徒数がこんなに少なくなっている現状に衝撃を受けたのと同時に、この公費負担額を義務教育の柱の一本、子育て支援、子どもたちの未来に向けた投資と位置づけて、公費負担を倍額としても町民の理解は得られるのではないかとというふうに考えます。改めて、この点について教育委員会はどうのように考えるか、お伺いをしたいと思います。

○議長（目時重雄君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（古澤 健君） 限りある予算の中で、学校予算についても配分しているところであります。給食費のほかにも、学校から教材についての要望とか多数ありまして、全てにお答えできている状況ではありませんので、食費についても、食費ということで半額負担をお願いしているところでありまして、昨年アンケートでも、半額でも大変助かっているという保護者のご意見もありましたので、給食費については、まず半額を継続したいということでもあります。

○議長（目時重雄君） 8番。

○8番（鹿兒島 巖君） 非常に事務的な答弁であります。言ってみれば、先ほど言ったように、非常に少なくなっている子どもたちに対して、町としてやれることの中で、これは最低限やれる課題ではないかということで提案をさせていただいております。予算的には538万円プラスすれば、今言ったように満額、全額助成ができるという状況についてお話をし、

ぜひとも再考をお願いしておきたいというふうに思います。今年度できなければ、来年度含めて早急にこういう対応ができるような温かい行政であってほしいということを願って、この問題についての質問を終わります。

次に、3つ目の課題、地産地消の推進に関わって、改めてお伺いをいたします。

この課題に関わる資料も、先ほど配付させていただいた資料の最後に入れておきました。学校給食での地場産品の使用状況について、平成28年度から令和2年度の5年間について、これは、事務報告から作成をさせていただきました。ご覧いただきたいと思います。

2016年度、先ほど申しましたように、この年度の12月議会で地産地消及び食育の推進に関わる条例が制定されているものでありますが、したがって、条例が生かされるとすれば翌年度からということになるわけではありますが、そうはいつでも、実際にすぐ、条例が出てきたから次の年から効果があるものではないというふうに考えますけれども、したがって、条例が出てきて少なくとも二、三年後くらいからはこの条例の影響がある程度出てくるような施策があつていいのではないかとこのように思いながら作成をしてみました。しかし、残念ながら、条例制定以前と条例制定後の地場産品の使用状況の比較を行ってみる限り、ほとんど変化がないかというか、逆に減っているような状況もあるということを含めて質問をいたします。

表下段は、秋田県が調査した野菜15品目の地場産品使用率であります。県全体では、平成29年度、30年度と使用率が低下し、令和元年度で少し持ち直しており、この傾向は、小坂町でも県全体とほぼ同様の状況になっているということでもあります。

次に、上段の表であります。この表は、小坂町での地場産品の品目別の使用状況の比較であります。個別品目での比較でも、多少の差異はあるものの、全体的には、県全体の傾向と同様となっております。この使用状況の推移を見る限りでは、残念ながら、先ほど言ったように、条例制定の影響と申しますか、その効果が見えてこないという点があるわけがあります。まず、この状況について、抽象的になるかもしれませんが、どういうふうに受け止めているか、まずその点からお伺いをしたいと思います。

○議長（目時重雄君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（古澤 健君） 平成28年に条例を制定したわけですがけれども、それ以前から小坂町産、秋田県産の食材を使うようにしてきておりますので、条例ができたからといって急に上がることはないのかなと分析しております。

また、秋田県の数値を見ましても、県平均よりも高い比率となっておりますので、決して

地場産率が低いとは考えておりません。

以上です。

○議長（目時重雄君） 8番。

○8番（鹿兒島 巖君） 後段に答弁されていた県全体の中でのいわゆる地場産品の利用率というのは、小坂町は高いほうだと。一番は大潟村でありますけれども、三、四位ぐらいに位置している、それは評価しているわけですが、その状況の中で、先ほど言ったように地産地消条例をつくったことの効果というものが実際の数字として出てきていないという、この点について、施策としての努力をやっぱりもっとする必要があるのではないかという問題提起になるわけであります。

この中で、例えば、表の中で、ほうれん草、上から3段目、平成28年度が小坂産品、地場産品が、522kgが平成29年度で319kg、それから平成30年度は232kgです。令和元年になるとたった20kgになっちゃうわけでしょう。令和2年度22kg、どんどん減っていつているわけですよ。こういう状況、これ、1品目の問題ですが、こういうものは幾つかあるのですよ。ピーマン、それから玉ネギ、キャベツ等々もやっぱり、児童数が減ってきているから全体の使用量も減っているということも関係はあるのかもしれないけれども、それにしても、だんだん使用率というのか、その量というのは非常に減ってきているという、こういう現実を踏まえて私は質問をさせていただきました。

こういう中で、じゃあ実際にどうするのか、やっぱりこれは町の農業政策とも関わります。例えば、町は畑作センターつくったわけでしょう。あるいは、米以外の作物、いわゆる野菜等を含めた地場産品の生産拠点になっていくわけです。生産拠点と消費との関係というのは、やっぱり考えていく必要があるわけでありまして。そういう点で、せっかくつくったそういう畑作振興センターの役割と、例えば学校給食との関係の連携はさらにやっぱり改善していく必要があるのではないかと。特に学校給食については、食材の計画的な生産が必要でありますし、その計画的な生産をするための作付等についてのいわゆる農家との連携をきちっととっていく中で地場産品の消費拡大、こういうことになるわけでありまして。そういう点での連携等を含めた学校給食の中での地産地消産品の利用率の拡大という具体的な施策というのは可能ではないかというふうに考えるわけでありまして。

そういう点では、畑作振興センターの建設、そしてその関連施設の充実を進めていく中で、地場産業、基幹産業としての農業の振興と併せて、具体的な施策の中での学校給食の産品の拡大ということについて、具体的な検討をぜひともお願いしたいと。これは、町部局との関

係もありますので、まず、町部局として、農業振興との関係でどんなふうに捉えるか、その辺からお伺いをしたいと思います。

○議長（目時重雄君） 観光産業課長。

○観光産業課長（木村則彦君） 総合計画にもございますし、地産地消及び食育に関する条例第4条にもございます。町の役割として、基本理念に基づき生産者と連携して、地産地消等の推進に関する施策を実施するものとするというふうなうたっております。

昨年も私、学校ばかりじゃなく、昨年、生産者グループと一緒に生産者グループが作製している農産物を使っていただいている十和田湖のホテルに生産者グループと一緒に私も参りまして、その生産物を使った昼食を一緒にとりながら、その料理長と懇談したりしております。生産者グループにとりましては、地場で地産地消をすることは大変励みになることかと思っておりますので、さらに、今後、生産者グループと連携しながら、地産地消の推進をしていきたいと考えております。

○議長（目時重雄君） 8番。

○8番（鹿兒島 巖君） まさにそこがポイントだろうと思います。生産者の育成、そして生産したものが有効に地場産品として地域内、あるいは今言ったように学校給食の中で活用されると、そういうサイクルをきちっとやはりつくっていくための努力をしていただきたい。そういう点では、今言ったように、町部局だけではなくて、実際に消費場としての学校給食のある教育委員会との連携をさらに密にさせていただいて、具体的なシステムの構築をぜひお願いしたいと思います。教育長、その辺について特にお考えがあれば、お伺いをしたいと思います。

○議長（目時重雄君） 教育委員会教育長。

○教育長（澤口康夫君） 食育については大変重要だと考えていますので、町の農業振興の中で、給食の中にどれぐらい取り入れていけるのか考えていきたいと思っています。

○議長（目時重雄君） 8番。

○8番（鹿兒島 巖君） 以上をもって私の一般質問を終わりますが、重ねて申し上げます。ぜひこの地産地消問題については、せっかくの基幹産業としての農業をどう地域として育成するのかということの課題、その具体的な成果が地場産品の生産拡大、その生産拡大されたものの消費場としての学校給食の場、この位置づけをしっかりとつくっていただくことをお願いして、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（目時重雄君） これをもって、8番、鹿兒島巖君の一般質問を終結いたします。

これより昼食休憩に入ります。再開は午後1時といたします。よろしくお願ひします。

休憩 午前11時59分

再開 午後 1時00分

◇ 秋 元 英 俊 君

○議長（目時重雄君） 午前中に引き続き、一般質問を行います。

6番、秋元英俊君の登壇を求めます。

〔6番 秋元英俊君登壇〕

○6番（秋元英俊君） 昼休みに続き、6番、秋元英俊、議長から発言の許可をいただきましたので、ただいまから一般質問をさせていただきます。

今年、12月から1月にかけての降雪量の多さには、みんなが口々に「あますなあ」と疲労感漂う挨拶が交わされています。町としても、除排雪の予算が足りない状況ではないかと推測するところでもあります。

また、全国的にオミクロン株による感染者数が爆発的に発生している中ではありますが、町長の報告にありましたように、3回目の接種が実施されていますし、5歳から11歳へのワクチン接種も計画されていることから、住民の皆様は安堵しているのではないのでしょうか。しかしながら、実際には、コロナ感染症に罹患された方が大館保健所管内でも多数発生したことから、感染力が強いオミクロン株に対して町として再度感染症対策を周知していただきたいと思っているところでもあります。

話は変わりますが、12月定例会で質問、提案させていただいた川上公民館整備について、体育館利用に対してのトイレ設置について迅速に対処していただいたことについて、住民の方々の感謝の言葉が多く寄せられていることを報告させていただきたいと思ひます。私としても、当初予算にない事項であるにもかかわらず対処していただいたことは、町長が掲げる町民目線での施策として捉えているところでもあります。

さて、本題に入りますが、私の質問は、秋田県地域医療構想について2件、小坂町危機管理について1件、新型コロナウイルス感染症について2件、プラスチック分別収集について

1件、計6件であります。

まず初めに、発言通知書の要旨1から質問させていただきたいと思います。

平成28年度に制定された秋田県地域医療構想について、2件の質問ですが、秋田県の地域医療構想に大館・鹿角地区への地域救命救急センター設置を目指すことが盛り込まれ、30年の同地区医療構想調整会議で、大館市立総合病院への整備が課題とされています。令和2年度から、県の補助を受け心臓カテーテル治療やコンピューター断層撮影、いわゆるCT検査の常時対応に必要な医療機器を整備しています。大館市立総合病院では、今年度、地域救命救急センター設置に向けた調査設計を行うとして、工事は令和4年度から2か年の予定として、5年度に医療機器を整備、6年度の開設を目指すとしております。昨年には循環器内科の専門医2名が配属され、これまで他の地域の医療機関に頼っていた心臓カテーテル治療が可能となり、心疾患治療の強化を図り、高度な専門的治療の地域内完結率が高まっているとしております。

これまで、大館・鹿角地域では、心筋梗塞や狭心症などの心臓カテーテル治療が必要な患者を青森県や岩手県に搬送等していましたが、この地域救命救急センターは、重症化、複数の診療科領域にわたる救急患者を24時間体制で受け入れる施設として機能することで、他県に搬送するリスクが半減されると思われています。さきに述べました医師については、秋大医学部附属病院循環器内科専門医2名で虚血性心疾患の診療体制が強化されたことで救命率が高まっており、年内の早い時期に24時間受入態勢の整備を図りたいとしております。このように、大館・鹿角地区の地域医療が大館市立総合病院地域救命救急センターで展開していく方向で、かつの厚生病院との兼ね合いなど、町としての地域医療の方向性はどのようになるものを伺います。

次に、2として、現在、地域医療の充実を図ることの支援として、かつの厚生病院に救急医療支援として687万4,000円、医師確保対策支援に491万3,000円の補助を支出していますが、大館市立総合病院地域救命救急センターでの地域換算事業費が5億1,100万円の財源について県と協議するとしていることから、小坂町もかつの厚生病院同様、大館市立総合病院救命救急センターにも地域医療支援等が計画されているのかを伺います。

続きまして、発言の要旨2として、小坂町危機管理に関する質問をさせていただきます。

政府では、10年ほど前から、感染症に対応する事業継続計画、いわゆるBCP、Business Continuity Planningの制定を促してきております。このBCPの策定目的ですが、重大な事項が発生した場合でも事業が停止しないこと、たとえ停止し

でもできるだけ早く復旧させることを目的にしております。

今日、新型コロナウイルスの感染拡大によって、暮らしを支える企業活動に様々な支障が発生してきております。感染力が強いオミクロン株の流行で、医療や介護の現場だけではなく、スーパーや鉄道、電力など生活に欠かせないサービスを提供する企業でも、感染したり、濃厚接触者になったりして出社できなくなる社員が急増している現状にあります。企業や医療、福祉施設等に向け発信している向きはありますが、公共施設でもこのような事業継続計画は策定されるべきものと考えるところであります。

平成27年5月には、内閣府防災担当から市町村のための事業継続計画作成ガイドが提示されております。この事業継続計画は、行政が被災し、資源制限下であって災害対応等の業務を適切に行うためのものであり、あらかじめ策定する必要があるとしています。また、この計画を策定することにより、行政が大災害時にも適切にかつ迅速に非常時優先業務を遂行できるようになり、住民のニーズに応えられるとしております。実際、能代市役所二ツ井町庁舎でクラスターが発生し、濃厚接触者の職員が50人にも上ったものの、最低限の人数で業務を続けていましたが、このようなケースも想定しながら、昨年3月に制定したBCPに基づいて対応するとしております。

小坂町では、第11次小坂町地域防災計画中、第3節に計画の対象となる災害を暴風雨、竜巻、豪雪、洪水、地震など自然災害として、また、大規模火災もしくは爆発、放射性物質、可燃薬液等有害物の大量流出などやその他大規模な人為的な事故を事故災害として定めております。このような事例が発生した場合の職員の動員派遣計画を第9節に記載していますが、今日、世界的なコロナ感染症が発生している現状に対しての役場及び教育委員会で危機管理としての住民サービス等に支障がないように対応する状況を事業継続計画の策定をもって遂行するべきだと考えますが、いかがでしょうか。

また、教育委員会に関しては、全国の国公立学校での教員不足が指摘されております。病気による休職が若い世代の割合で増え、産休、育休の取得者も多くなり、非正規の臨時的任用職員を充てるなどの対応で対処しているところもあります。小坂町では、まだ危機的な人員不足はないと思いますが、このような人員不足に追い打ちをかけるようなオミクロン株の感染の拡大などに対して、さきに述べた事業継続計画を策定し、学校教育が滞ることのないようにしていきたいと思いますが、教育委員会としてはどのように考えているのか伺います。

次に、発言の要旨3として、新型コロナウイルス感染症についての質問です。

厚生労働省は、新型コロナウイルスのワクチンを5歳から11歳への接種を無料で受けられ

る臨時接種に位置づけて受けられることを正式に決め、町長もその接種について報告しております。ただし、新たな変異株オミクロン株に対する子どもの発症予防効果などのデータが不十分なことから、接種を受けるように進めることを保護者らに努める努力義務の適用は見送られました。

努力義務は、予防接種法の規定で、感染症の蔓延を防ぐ観点から12歳以上に適用されますが、5歳から11歳については、さきに述べたことなどから、現時点での適用は見送られました。また、これまで努力義務対象外でありました妊婦の方々に関しては、有効性などのデータが集まったことから、対象に含まれることとなっております。話は戻りますが、5歳から11歳への接種についての努力義務は適用されないのですが、心臓病など重症化リスクが高い子どもに対しては早く接種できる体制を整えるべきだと専門家たちの見解は一致しているところであります。専門家の意見として、受けたくない人の意思は尊重されるべきですが、打ちたいと思った場合の環境も整備し、情報環境に基づいた決断が行われるべきだと訴えております。

このようなことから、厚労省では、効果や安全性を解説する小冊子を作成し、市町村を通じて配布するとしていますが、小坂町でも確実に配布し、不安に思っている保護者の方々に確実に届くようにしていただきたいことと、2月18日付で県知事が子ども接種に向けて専用の電話相談窓口を設置する考えを示しております。知事は、一般向け接種よりも神経を使うべきと述べていることから、このような情報も保護者の方々に確実に周知していただきたいと思っております。町の対応はどのようなものか伺います。

2として、秋田県は、令和4年1月以降に新型コロナウイルス感染症に罹患された方のうち、県内に移住実績があり、保健所から自宅療養を認められた方々に対して1人当たり3万円の給付金を支給することを決定しております。また、県の健康福祉部の令和3年12月補正予算で、新型コロナウイルス感染症自宅療養者支援事業として、新型コロナウイルスに感染した無症状または軽症者が自宅療養を行う場合に日用品の配送等を行うことでの予算を計上しております。このように、県としての支援事業は展開されていますが、小坂町独自の支援事業は考えられないのでしょうか。

最後、要旨の4として、プラスチック分別収集について伺います。

世界的な経済協力開発機構は、先月22日、世界のプラスチックの生産や廃棄、リサイクルの状況などを初めて網羅的にまとめた報告書、グローバル・プラスチック・アウトLOOKを公表しております。それによりますと、2019年までの19年間で、世界のプラスチック生産

と廃棄量がほぼ倍増した一方で、リサイクルされるプラスチックごみは9%にとどまっております。現在のプラスチックの状況は循環型には程遠いとして、世界的な対策強化を求めています。

このような状況で、国は、今年4月からの新法、プラスチック資源循環促進法の施行に伴い、自治体の努力義務とされる家庭のプラスチックごみの分別回収について、資源の再生利用や温室効果ガスの排出削減などが狙いですが、施行後3年以内に導入を検討する市町村と広域行政組合が全国で72団体にとどまっている状況が浮き彫りになりました。家庭ごみでは、これまで容器リサイクル法に基づいてペットボトルや食品トレイなどのプラスチック容器の分別収集は進められてきましたが、新法では、洗面器や歯ブラシ、クリアファイルなど高範囲の製品が対象となります。プラスチック循環利用協会によりますと、2019年に国内で排出されるプラスチックごみ850万tのうち、素材などとして再利用されたのは213万tで25%にとどまり、残りは焼却されたり埋め立てられたりしているとしております。再利用は、二酸化炭素の排出量を焼却の半分に抑えられ、地球温暖化の防止につながるとしております。

鹿角圏域で見ますと、鹿角ごみ処理場でごみ質検査を行っておりますが、平成14年に稼働したごみ処理場のプラスチック容器、ビニール等の含有量の設計値が21.9%となっております。平成30年度平均で24.86%、令和元年は若干下がり20.63%、令和2年では25.83%、令和3年度では25.09%となっております、年4回の測定平均ですが、単発的に40%を超えることもあることから、やはり排出量が上がっている状況にあると推測されます。このようなことから、やはりプラスチックの分別収集は早期に実現されるべきと考えます。

しかしながら、新法では、回収体制の強化やごみ選別施設の整備、リサイクル業者への支払いなど処理費用は自治体の負担となり、財政負担への懸念や住民への周知不足が問題とされております。今後、鹿角広域行政組合との事業展開を話し合うことになると思いますが、小坂町としてこの基本となる考えをいち早く構築し、財政面や住民周知を行い、スムーズに収集を行えるようにするべきと考えますが、どのように考えているかを伺います。

以上、発言の内容6件に関しまして、通知書に基づき質問させていただきました。なお、答弁の後、不明な点等に対しては再質問させていただきますので、よろしく申し上げます。

○議長（目時重雄君） それでは、6番、秋元英俊君の一般質問に対し、町長からの答弁を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 6番、秋元英俊議員の一般質問にお答えさせていただきます。

初めに、秋田県地域医療構想について、1点目の大館市立総合病院へ設置される地域救命救急センターに関するお尋ねでございます。

医療介護総合確保推進法を受け、厚生労働省から平成27年3月に地域医療構想策定ガイドラインが示され、これに沿って平成28年度中に全ての都道府県で地域医療構想が策定され、平成30年4月から始まった第7次医療計画の一部として位置づけられています。秋田県の地域医療構想では、大館・鹿角など県内8つの二次医療圏ごとに構想が示されております。

この構想の中で、県民が身近な医療が受けられるよう、救命救急センター、周産期医療施設、地域療育医療拠点施設など広域的に整備する必要がある三次医療機能を大館・鹿角地域、北秋田地域、能代・山本地域から成る県北地域、中央地域、県南地域に整備することが盛り込まれました。同時に、県内の二次医療圏ごとに地域医療構想の達成を推進するために必要な協議を行うため、地域医療構想調整会議が設置されております。平成30年10月には、大館・鹿角地域医療構想調整会議において、大館市立総合病院へ地域救命救急センターを設置することが情報共有されました。これを受け、大館市立総合病院では、地域救命救急センター設置に向けて、循環器内科医師の増員や医療機器整備が図られ、これまで岩手医科大学や弘前大学に依頼していたカテーテル治療が昨年4月から開始されたと伺っております。

設置に伴う病院の改修工事は、令和4年度から2か年、令和5年度には必要な医療機器も整備し、令和6年度の開設を目指しているとのことでございます。24時間体制で高度な医療を提供する地域救命救急センターの設置により、高度医療を地域内で完結できる体制が強化されることになり、町といたしましても大いに期待をしているところでございます。なお、設置後の救急搬送先について、鹿角広域行政組合消防署で具体的な協議を今後行う予定であるとのことでもあります。

2点目の地域救命救急センターの運営に対して、町からの支援、負担については、現在そのような要望はございませんし、考えておりません。

次に、危機管理について、感染症に対応する事業継続計画の作成に関するお尋ねであります。

平成31年4月に、新型インフルエンザ等に対する町としての対応の在り方を事前に確認し、必要な体制を整備することにより、町民生活の維持に不可欠な業務を維持するとともに、発生直後の迅速かつ円滑な対応を行うことができるよう、小坂町新型インフルエンザ等対策行動計画や、国・県の行動計画等に基づき町の業務継続に関する対応について整理した小坂町

新型インフルエンザ等対策業務継続計画を策定しております。

新型インフルエンザ等の感染力、病原性等は多様であり、発生時の状況についても流動的な点が多いことから、常に最新情報の収集に努め、新たな知見や国や県、町の行動計画が見直された場合には、必要に応じて業務継続計画の見直しを行うこととしております。また、全ての感染症の業務継続計画をそのまま適用することは、町民生活にも多大な影響を及ぼすおそれがあるため、町対策本部が国県の基本的対処方針などを踏まえつつ、特性や感染の広がり等を総合的に判断し、柔軟に運用することとし、今般の新型コロナウイルス感染症にも準用しているところであります。

次に、新型コロナウイルス感染症について、1点目の5歳から11歳へのワクチン接種のお尋ねでございます。

5歳から11歳へのワクチン接種は、鹿角市の接種に加えていただけるよう協議を行っており、接種時期は4月から5月にかけて実施される予定でございます。対象児童は158人で、保護者宛に接種の希望状況などを確認するため、2月14日に対象保護者130人へアンケート調査の協力依頼を行いました。回答期限を3月11日までとしておりますので、最終結果ではございませんが、これまで回答をいただいた方では、約半数の方がワクチン接種を希望されております。

議員お尋ねの厚生労働省発行の接種についてのパンフレットは、アンケート依頼時に同封し、全ての対象児童の保護者に配布済みとなっております。また、接種日程が決定次第、接種クーポンの発送と併せて、接種後の副反応への心配が多いと推察されますので、保護者説明会を開催し、少しでも不安解消に努めてまいりたいと考えております。

2点目の罹患された自宅療養者に対しての独自の支援についてであります。

本県では、感染拡大を見据え、本年1月21日から、これまで宿泊療養としていた者のうち、重症化リスクの少ない無症状者や軽症者などを対象に自宅療養が開始されました。県が入院、宿泊療養、自宅療養のいずれかを判断して対応しております。

自宅療養となった方には、感染者に電話して症状などの確認を行っているフォローアップセンターと保健所が健康観察しております。また、希望者に対し、食料や日用品などの配送のほか、自宅療養者給付金として1人当たり3万円が給付されております。罹患された方々への対応は全て県が対応しており、県から町に対して罹患された方の情報提供はございませんので、町独自の対応は行っておりませんが、罹患された方などから直接町に相談等があった場合には、個々に寄り添った相談に応じております。

次に、プラスチック分別収集について、本年4月から施行されるプラスチック資源循環促進法における小坂町としての方向性についてのお尋ねでございます。

初めに、プラスチック資源循環促進法は、プラスチック製品の設計・製造から販売・提供・排出・回収・リサイクルの各段階において、資源循環の取組を促進することを目的としており、2050年までに温室効果ガスの排出実質ゼロの実現に向けた取組の一環として大変意義があるものと認識しております。また、海洋プラスチックごみ問題や気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制の強化等の対応を進めていくためにも、プラスチックの資源循環を一層促進することが重要であると考えております。

さて、家庭ごみの収集は、鹿角広域行政組合が鹿角市と小坂町の対象区域を契約事業者に委託して実施しており、プラスチック製品は可燃ごみに分別され、鹿角ごみ処理場において焼却処理されております。現在、鹿角地域においてプラスチック製品の分別収集は行われておりませんので、分別収集の実施時期や方法等につきましては、鹿角市、鹿角広域行政組合と協議してまいりたいと考えております。

以上、6番、秋元英俊議員の一般質問の答弁とさせていただきます。

なお、答弁漏れ等につきましては、再質問でお答えさせていただきます。

○議長（目時重雄君） 次に、教育委員会教育長からの答弁を求めます。

〔教育長 澤口康夫君登壇〕

○教育長（澤口康夫君） 6番、秋元英俊議員の一般質問にお答えさせていただきます。

危機管理について、感染症に対応する事業継続計画（BCP）の作成に関するお尋ねであります。

国では、平成21年の新型インフルエンザの教訓を踏まえつつ、新感染症も対象とする危機管理の法律として、新型インフルエンザ等対策特別措置法が制定されました。そして、同法に基づき新型インフルエンザ等対策政府行動計画が策定され、県でも秋田県新型インフルエンザ等対策行動計画が策定されました。町でも、特措法第8条に基づき、国、県の行動計画を踏まえ、小坂町新型インフルエンザ等対策行動計画を策定しております。この行動計画等に基づき、新型インフルエンザ等の発生時の町の業務継続に関する対応について整理し、小坂町新型インフルエンザ等対策業務継続計画を平成31年4月に策定しております。

教育委員会につきましてもこの計画に掲載されておりますので、教育委員会独自には策定をしておりません。今回の新型コロナウイルス感染症対策についても、この計画に準じた対応となりますが、現在の業務内容に併せ、再点検しながら見直しを進めてまいります。

以上、6番、秋元英俊議員の一般質問の答弁とさせていただきます。

なお、答弁漏れ等につきましては、再質問でお答えさせていただきます。

○議長（目時重雄君） 6番。

○6番（秋元英俊君） 町長、教育長、答弁ありがとうございます。

まず初めに、地域医療構想についての再質問であります。いわゆる今の町長の答弁によると、救急搬送等に関しては広域行政組合消防本部との話合いの中での体制を構築していくということで理解しております。県では、救急医療体制の整備が急務とされております。県では、県北、中央、県南に医療圏域を分けて、それぞれ三次救急医療の機能を置くことを計画しております。令和6年度以降に大館市立総合病院に県指定の、先ほどから言っております地域救命救急センターの整備を目指しているところであります。

そういう中で、県の担当者は、三次救急医療の整備とドクターヘリの組合せで、県民が安心できる医療体制を構築していきたいとしておりますが、町長も率先して進めているドクターヘリ広域連携運行の要請の基準の整備については、北東北開発推進協議会で自県ヘリ優先要請の撤廃を求めているところであります。今後、急性期医療の格差をなくすことへの、ドクターヘリに限らず、さらなる医療体制強化を進めていく必要があると考えますが、町長の見解を伺いたいと思います。

○議長（目時重雄君） 町長。

○町長（細越 満君） 今、6番議員から話があったように、ドクターヘリについても自県優先ではなくて、まず、ちょうど鹿角市、鹿角地域というのは岩手県、青森県、それから秋田県、距離がありますので、大体、どちらから来ても同じような時間ぐらいかかるのかなという思いをしているところです。そういう中で、やっぱり早くここに到着できるヘリコプターとか、また救急搬送になれば、やっぱり時間が問題になってくると思うので、きちんと整備できた暁には利用できるように協議して前に進めていきたいなと思っております。

○議長（目時重雄君） 6番。

○6番（秋元英俊君） 実際に、鹿角地域のドクターヘリの救急体制というか、件数であります。秋田県のドクターヘリよりも岩手県のほうが多く出動している実態があります。そういう状況の中で、先ほど言いましたように、町長のドクターヘリに対しての推進を強く求める状況であると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

実際、先ほど言ったように、大館市立総合病院の救命救急センターでの心臓疾患の施行が、いわゆる専門家2名が配置されたことで実施されている状況にあると。実は、私も心臓血管

にカテーテル治療をした経緯があります。そのときは、岩手県のほうに自ら足を運んでという状況で、救急ではなかったのですが、やっぱり他県に行ってやる状況がこの鹿角地域では多く見られると。そういう体制の中で、近隣である大館市にそういう体制を整えればやはり救命率が高くなる、そういう状況がありますので、鹿角地域医療として大館市立総合病院の地域救命救急センターへの依存というか、そういうものを小坂町としても強く望んでいきたいと思えます。

次に、事業継続計画についてであります。近隣市町村を見ますと、大館市は、昨年3月に、感染症などのケースも想定しながら事業継続計画を策定しております。これは、先ほど町長それから教育長が答弁された新型インフルエンザ、そういうものの事業継続計画とはもう少し広げた範囲で、いわゆる新型コロナウイルスに対処する計画を策定しております。答弁の中では、新型インフルエンザの事業継続計画をこのような状況の中で見直ししながら対応していくということで理解はしております。そういうものに対して、こういうやはり突然起こり得る感染症に対して素早く対応するのが行政としての仕事だと思えますので、強くそういうものに対して敏感に対応していきたいということを望みたいと思っております。

また、自宅療養の状況において、県がそういうものを進めているということで、小坂町として特に特別な支援があるというわけではないということではあります。この自宅療養者が小坂町で出た場合、日用品の配送等を行うことでの対応はどのような手続で行えるか、ちょっと質問させていただきたいと思えますが、よろしくお願ひします。

○議長（目時重雄君） 福祉課長。

○福祉課長（西谷浩一君） まず、保健所のほうから、罹患された方、それから自宅療養というふうに指示された方につきましては、その段階で非常時の日用品等の配送を希望するかどうかについて確認されているというふうに伺っております。また、秋田県が1月から導入しております支援金3万円、これにつきましても、県のほうから直接自宅のほうに申請書が郵送されて、それを送り返すことで1か月以内に指定された口座のほうに振込がなされるというふうに伺っております。

○議長（目時重雄君） 6番。

○6番（秋元英俊君） そういう中では、小坂町として、そういう自宅療養者が出た場合、そういう方の状況は把握できないということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（目時重雄君） 福祉課長。

○福祉課長（西谷浩一君） 町長の答弁でも申し上げさせていただいておりますが、秋田県の

ほうから罹患された方の情報が入ってまいりませんので、町としては把握ができないという状況でございます。

○議長（目時重雄君） 6番。

○6番（秋元英俊君） 分かりました。

そうすれば、私、ちょっと質問で考えていたのですが、そういう日用品の配達等に関してもやはり小坂町は関与しない、県のほうがそういう業者に委託等をして行うということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（目時重雄君） 福祉課長。

○福祉課長（西谷浩一君） まず、納入する業者につきましては、秋田県と契約した業者が、それから秋田県が契約した配送業者をお願いをして、各自宅に届けるというふうに聞いております。

○議長（目時重雄君） 6番。

○6番（秋元英俊君） 分かりました。町として関与する状況ではないということも理解できました。

私としては、まず小坂町でそういう方が出た場合、配送業者が小坂町のほうでやるとすれば、そういう状況での対処はどういうふうになるかなと思ったのですが、県のほうでやるということは、この町議会の一般質問の中でちょっとそぐわない状況だったので、これで質問は、このことについての質問は終わりたいと思います。

次に、プラスチック分別収集についてでありますけれども、6次総の基本目標4として、自然とともにこれからも暮らし続けたい町としている中での、協働による取組として、ごみ分別や資源ごみの回収等に積極的に取り組みますとうたっております。しかしながら、6次総前期基本計画の実施計画4の1、土地利用、環境、景観の保全、循環型社会の項目に、ごみ処理機の設置に対する補助としての項目はありますが、プラスチック分別収集に関する計画が記載されていないことから、町として中長期計画として記載すべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（目時重雄君） 町民課長。

○町民課長（初沢 誠君） 第6次総合計画へのプラスチック分別収集に関する計画の搭載についてでございますが、現時点では、町独自での収集は厳しいと考えておりますので、先ほど町長の答弁でもありましたように、鹿角市や鹿角広域行政組合と協議を行った上で判断してまいりたいと考えております。

○議長（目時重雄君） 6番。

○6番（秋元英俊君） 県として、このプラスチック分別収集について、たしか8日の日に、県としての意見等の協議があったと思いますが、それについての内容はどのような内容だったか、簡単に教えていただければと思います。

○議長（目時重雄君） 町民課長。

○町民課長（初沢 誠君） おととい8日の日に、ウェブでまず説明会がありました。その中では、まず、4月からのプラスチックに係る循環促進法の概要の説明及び県での取組についての内容の説明がありました。

○議長（目時重雄君） 6番。

○6番（秋元英俊君） 恐らく、それによって、鹿角市、小坂町、広域行政組合と三者の話合いの中でこの分別収集についての構築とすべき課題とかが話し合われると思いますが、私として、この質問に対しての大意は、鹿角広域行政組合に全部丸投げというような状況はつくらないで、小坂町としてこのプラスチックごみ分別収集についての基本的な考え方をちゃんと持っていただいて、それで、逆に鹿角広域行政組合に提案していく、そういう姿勢をとっていただきたいと思ひましての質問ですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

また、これは一般質問で言っていいのかちょっと私も分かりませんが、現在、鹿角広域行政組合鹿角ごみ処理場の溶融炉、これに関して、溶融する温度が1,300度というかなり高い温度で溶融する、炭素を要するにカーボン化したものを溶融していくというような形の中で、プラスチックごみの基本的に持っている性質、要するに燃えやすい、高温ガスというような状況の中で、いわゆる必要であるというようなことも、言葉には表していませんが、私の中ではある。そうすると、プラスチックの分別収集を行った場合、その分減るということは、その熱量が下がると。それに対してどのような影響があるかということ、高温に保つために灯油という燃料を使って高温にしている。そうなれば、相反して光熱量が高くなると、使用量が多くなるということで財政負担も多くなる、そういうかなり矛盾したものもあるのですが、先ほど述べたように、地球温暖化、カーボンゼロ対策等のことを鑑みれば、やはりプラスチックの分別収集は必要であると考えますので、小坂町として、先ほど私が言ったように、基本的な考え方はちゃんとした構築をし、広域行政組合に提案していきたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

私の一般質問は、これで終わります。

○議長（目時重雄君） これをもって、6番、秋元英俊君の一般質問を終結いたします。

◇ 本 田 佳 子 君

○議長（目時重雄君） 次に、3番、本田佳子君の登壇を求めます。

〔3番 本田佳子君登壇〕

○3番（本田佳子君） 3番、本田佳子、議長の発言許可をいただきましたので、順次一般質問をさせていただきます。

現在、全国の都市部では、新型コロナウイルス感染症の感染力が強いオミクロン株、ステルスオミクロン株に置き換わり、一時的に広がりましたが、少しずつ減少しているようであります。しかし、秋田県では、感染拡大が収まらず大変な状況であります。そのような中、2月下旬にロシアのウクライナへの侵攻が始まり、全世界の経済も一気に不安定なものとなりました。予想もしていなかった事態に直面し、強い衝撃を受けるとともに、ロシア、プーチン政権がまちを破壊し人命を奪うという卑劣な行為に許せない思いと憤りを感じております。

被爆国である我が国では決して容認されるものではなく、決して許されるものでもありません。戦争は、起きても、起こしてもならないものです。私の青春時代に友だちになったロシア、ウクライナの友人も、今どうしているか、安否が心配であります。不運にも戦渦に倒れた避難民、軍人に対し心から哀悼の意を表すとともに、ご冥福をお祈りいたします。

県では、ロシアウクライナ侵攻を非難する決議を提出し、ウクライナ難民を受け入れる方向性を出したところであります。私たちも、ロシアプーチン政権によるウクライナ侵略を糾弾し、軍事行動を直ちに中止、撤退することを求める決議を提出する予定であります。この戦争の影響は、少なからず私たちの身にも降りかかってくるものと懸念しているところであります。日本政府も、経済安定のために最大限の努力をしております。一日も早いロシア軍の即時撤退とウクライナの平和の日常が戻ってくることを心から願っております。

このような国際情勢の中で、我が町の平和な日常、町民の安全・安心な生活を守るため、粛々と今できることを進めていくことが私たちに与えられた責務であると認識しながら一般質問をさせていただきます。

1番目に、国道282号線の濁川から苦竹間の道路状況と安全性についてでございます。

以前、国道282号線大生手から万谷にかけての範囲で事故が起りやすいため、拡幅工事

に伴い、その箇所に盛土や側溝に蓋をかけるなど補修をお願いした経緯があります。また、安全確保のため、歩道も一緒に整備していただきました。おかげさまで、同じ場所での事故が減り、人も車も安心して通行できるようになりました。

現在、濁川から苦竹間の拡幅工事が順次行われておりますが、危険と思われる箇所が幾つかあるものと思っております。そこで質問です。

1点目に、現在、安全に車両や人が通行できる状況にあるのかお伺いいたします。

2点目に、危険箇所の調査、情報収集するなど把握はできているのかをお伺いいたします。

3点目に、拡幅工事が行われることに伴い、危険と思われる範囲や箇所に安全対策の要望を県にしているのか、以上3点について質問をいたします。

続いて、2番目に、新型コロナウイルス感染症の状況についてお伺いいたします。

コロナウイルスの感染症ですが、変異を繰り返し、オミクロンからステルスオミクロン株に置き換わりつつあり、感染力がさらに増しており、いまだ収まらない状況にあります。今まで以上に感染対策をしていっても、驚異的な感染力に勝てず、感染者が増加の一途をたどっている状況です。県では、できるだけ症状の軽い方は基本的に自宅療養を進めております。

そこで質問です。6番議員と少し重複するかもしれませんが、よろしくお伺いいたします。

1点目に、大館保健所管内での感染状況と対応はどうかをお伺いいたします。

2点目に、感染者へのサポート状況と、十分にケアができているのか。

以上2点について質問をいたします。

町長答弁の後、不明な点については再質問をさせていただきますので、よろしくお伺いいたします。

○議長（目時重雄君） それでは、3番、本田佳子君の一般質問に対し、町長からの答弁を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 3番、本田佳子議員の一般質問にお答えさせていただきます。

初めに、国道282号濁川から苦竹間の道路状況と安全性についてのお尋ねであります。

ご質問にありますように、国道282号の苦竹地区から川上方面は、狭隘箇所が多く、苦竹地区は歩道が極端に狭いため、降雪期は車道を歩かざるを得ないなど、安全に通行できない状況であることは以前より認識しております。また、平成25年の秋田自動車道・小坂北インターチェンジの開通により交通量が増え、特に町内企業の物流を担うトラックやトレーラー

といった大型車の通行、沿線の交通安全上の支障が出てきているものと認識しておるところです。そのようなことから、改めて現場での確認を行った上で、現況写真を提示しながら、以前から鹿角地域振興局長及び秋田県建設部長に整備要望書を提出しております。

内容としましては、沿線住民と道路利用者の安心・安全な通行を確保し、地域産業や観光の振興に資するよう、苦竹地区及び濁川地区の狭隘車道及び歩道の拡幅、矢柄平地区の狭隘車道、急カーブ、歩道未設置区間の解消、矢柄平から苦竹地区への狭隘車道及び歩道の拡幅について要望しております。国道282号線道路改良の現況と今後の予定を確認したところ、苦竹工区では今年度で用地測量を完了し令和4年度に用地買収、令和5年度に工事を完了させるということでございます。

次に、新型コロナウイルス感染症の状況についてのお尋ねでございます。6番議員と重複する部分については、繰り返しになりますが、簡単にお答えさせていただきますのでご了承いただきたいと思っております。

1点目の大館保健所管内での感染状況と対応についてであります。

まず、感染状況ですが、3月8日現在の県内の感染者は1,752人、累計で1万1,289人で、感染者の内訳は、入院98人、入院のうち重症者が1人、宿泊療養施設利用が41人、社会福祉施設等療養者が56人、自宅療養者が1,376人、入院調整中が181人となっております。また、大館保健所管内の現在の内訳は公表されておりませんが、3月2日現在で感染者累計が880人、自宅療養者の累計が684人と伺っております。

感染者への対応についてであります。県において、入院が必要な方は県内19の協力病院に、軽症者で重症化リスクがあると認められた方は5か所の宿泊療養施設に、そして無症状者や軽症者で重症化リスクが少ない方は新たに導入された自宅療養のいずれかに判断され、それぞれ対応されております。この中で、自宅療養者には保健所から電話により療養中の生活面での指導があるほか、同居家族等がある場合には濃厚接触者の可能性があることから、家での感染防止対策の徹底や外出を控えるよう指示がなされる場合もあります。

また、希望された方には食料品や衛生用品など約10日分の支援物資が2日から3日程度で自宅に業者から配送されるほか、自宅療養者給付金として、申請から1か月程度で1人当たり3万円が給付されております。

さらに、県フォローアップセンターから9時と16時の2回、健康観察のための確認が電話により行われております。これは、若い方などには自動音声による連絡や、本人が専用サイトにスマートフォンなどで直接自身の健康状態を入力して報告いただいているようですが、

高齢者などで一人暮らしや高齢者夫婦、障害者などにはセンターの職員が直接電話で状態を確認していると聞いております。

2点目の感染者へのサポート状況と十分なケアが行われているかについてでございますが、先ほど6番議員にお答えしたとおり、罹患された方々への対応は県が対応しており、県から町に対して罹患された方の情報提供はございませんので、直接的な町独自の支援は行っておりません。一部では、第6波はピークアウトしたと報道されておりますが、県内でも感染者数が依然高止まりの状況が続いており、保育所、学校、施設などでクラスターも発生していることや、今後新たな変異株による第7波が到来し、感染拡大する可能性もございます。

状況を常に注視し、町としても対応が必要な場合は、速やかに独自の対策を講じ感染拡大を防ぐよう努めるほか、感染された方や濃厚接触者となった方から相談等がなされた場合には、それぞれの事情に沿った対応を行ってまいります。

以上、3番、本田佳子議員の一般質問の答弁とさせていただきます。

なお、答弁漏れ等につきましては、再質問でお答えさせていただきます。

○議長（目時重雄君） 3番。

○3番（本田佳子君） ご答弁ありがとうございます。

国道282号線のことについて再質問をさせていただきます。

状況は把握されているということで、振興局にも調査したところの写真を撮るなどして、情報を提供しているということもお伺いいたしました。実は、今、細越間のところでありますけれども、ちょうどその狭隘になっている道路で、それこそ、実際、トラック同士が擦れ違うときには片側が退避して止まらないと擦れ違うことができない状況、また、橋を含め狭いところ、あと下手すれば田んぼに落ちていってしまうような、そういう場所もあります。実は、そこで事故が起こったときに、細越自治会の方や道路沿いのお住まいの方に伺うと、いつも同じところで事故が起こったり、危険を感じるという場所があるということが分かりました。できれば、拡幅工事を行う前にその危険箇所や不具合なところを自治会の方から把握をして、道路の補修や歩道の確保をするなど、大生手や万谷間と同様、拡幅工事を行うのと一緒に要望してはいかがでしょうか。どのようにお考えか、よろしくお伺いいたします。

○議長（目時重雄君） 建設課長。

○建設課長（岩澤秀一君） 町長が先ほど答弁したように、かねてから苦竹自治会の付近とかの危険性については認識しておりまして、要望活動はずっと行っておりまして、工事につながったわけでございます。ただ、ほかのところの危険箇所については、情報としてこちらに

寄せられるのは、主に多いのが自治会要望とかそういう声を上げてきたところでようやく危険を認識しているというところがありますので、もうそういう事実があるのであれば、建設課のほうに声を寄せていただいて、その上で事実を確認した上で危険性が確認できるのであれば、秋田県なりに要望していきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（目時重雄君） 3番。

○3番（本田佳子君） ありがとうございます。ぜひそのように報告していただきたいと思いますし、そういうことで町民も車両もより安全に通行できることと思いますので、よろしく願いいたします。

それに関連してではございますけれども、町内の国道沿いの歩道のお話なのですけれども、今年に入ってから除雪がたまには来ていたのですが、ほとんど雪が積もっても入らない状態で、除雪がそれこそできていない状況で、登校する子どもたちも、高齢者の方も歩くのに不便をしておりました。特に、細越や細前田のほうからあかしや荘とか、あと市日に出かける高齢者の方、シルバーカー等を押して歩くのに、車道に出て歩いているというような状態がありました。その状況を先日建設課のほうにもお話ししたところ、すぐやってはいただいたのでよかったのですけれども、そのことを県にちゃんと除雪のほうをお願いしているのかどうか確認したいのですけれども、よろしく願いします。

○議長（目時重雄君） 建設課長。

○建設課長（岩澤秀一君） 鹿角地域振興局、それと鹿角市、小坂町、それと業者を交えまして、シーズン初めに除雪会議を開いて、そのシーズンの除雪体制についていろいろお話はしています。小坂町もそうですが、秋田県も深雪、積雪時に応じて除雪は出動するという決まりにはなっておりますので、それに基づいて出動はしているかと思いますが、もしかしたら手が回らなかった場合もあったかと思えます。情報がこちらのほうに寄せられた際は、すぐ県のほうに依頼して、県道に関しては県のほうにお願いして除雪をやってもらっておりますので、もし除雪で不足なところがあれば、すぐ連絡いただいて、こちらのほうから連絡を入れて対処していただきたいと思いますので、これからもよろしく願いします。

○議長（目時重雄君） 3番。

○3番（本田佳子君） ありがとうございます。

今後、このような歩きづらいような状態にならないように、できるだけ早めに歩道のほうは除雪をお願いしたいと思います。

続いて、新型コロナウイルス感染症の状況についての質問でございます。6番議員と重複

いたしまして、ちょっとサポート状況とかもなかなか、県の直接の管轄だということで、情報もなければ、町としても対応ができないという状況だったのでしょうかけれども、実は、大館・鹿角管内で、完治して仕事復帰された方からご相談がありまして、感染確認後に、それこそ県の保健所対応で自宅療養になったときに、県の配慮でそれこそ食料品の配送をしていただけになったそうです。そのシステム自体はありがたいものであったのですがけれども、実際に届いたのは6日たってからでありまして、その間は、家族も濃厚接触者でありますので、もちろん外へは出られないし、近隣の親戚の方に手伝っていただいて、買物してもらった袋、それを玄関に置いていってもらうなどしてしのいだそうです。本人は、もう治って陰性になっており、できればそのとき、発症して外へ出られない状況のときに届いてほしかったということをおっしゃってございました。そういうときでも、やっぱり町のほうでは対応できないということなのでしょうか。

○議長（目時重雄君） 福祉課長。

○福祉課長（西谷浩一君） 先ほどの答弁の繰り返しになりますが、町では、罹患された方の情報が入ってきませんので、実際にその方が在宅の自宅療養者かどうかという確認はできません。ただし、その方から、例えばいろんな形で不安の面からこちらの保健センターなりのほうに相談がなされた場合については、当然把握はできるわけですがけれども、ただ、そういったケースというのはなかなかございませんので、万一今後そういったケースがあった場合については、町として、県のほうに、例えばその辺についてお話をする、速やかにそういった物資についての配送をお願いする、そういった対応ができるかと思っておりますので、今後についても、もし情報があれば、福祉課のほうに連絡いただければなというふうに思います。

○議長（目時重雄君） 3番。

○3番（本田佳子君） ご答弁ありがとうございます。

状況は分かりましたけれども、その方のほかにも、やっぱり何名か同じ事例があったということを伺っております。また、これが自宅療養を指示されたひとり暮らしの方であったなら大変なことになるなと思ひまして、お話しさせていただきました。

県の対応も、業者の方も一時的に、爆発的に感染者が増えたことで対応に大変な思いをされたことと推察いたします。しかし、そうなったときは、県が各自治体と連携して、各自治体も応援できるようなシステムにしなければ迅速な対応ができないものと思います。これから先、またどのような状況になるかは分かりませんので、県と協議しながら、万が一のときにも迅速なサポート対応ができるようお願いいたしますけれども、その点につ

いてどう思いますか。

○議長（目時重雄君） 福祉課長。

○福祉課長（西谷浩一君） 議員のほうからご指摘いただいた部分につきましては、しかるべき時期に県のほうにこういった事案があったということについては申し添えたいと思いますし、ただ、今後につきましては、例えば市町村とそれから県の保健所の連携、こういった部分についても、当然今後の課題としてあるかというふうに思います。ですから、町として、県のほうから依頼がなされた場合については、当然、いろんな形での支援というのにつなげていくことができるだろうというふうに思いますので、いずれ、県のほうにはその旨についても要望してまいりたいというふうに思っております。

○議長（目時重雄君） 3番。

○3番（本田佳子君） ありがとうございます。ぜひ、県ともそういうお話し合いができればよいかと思いますので、よろしく願いいたします。

続いて、関連ですけれども、小中学校では、この先を見据えて、休業時、どのような対策を考えておりますか。お伺いいたします。

○議長（目時重雄君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（古澤 健君） 小中学校の対応でありますけれども、今年度は学年閉鎖とか臨時休業の場合は、学習プリントを配ったりとか、定期的に担任から健康観察の電話を入れたりとか、という対応をしております。

来年度につきましては、新年度予算で予算要求を提案しておりますけれども、オンライン学習を実施したいということで、Wi-Fiルーターとウェブカメラなどの予算を計上しております。健康観察とか学習指導をオンラインでやるということで計画しております。

○議長（目時重雄君） 3番。

○3番（本田佳子君） ありがとうございます。

小中学校でも、本当に今、大変な思いをされていると思いますけれども、なかなか学校が休みになったり、思ったように勉強がはかどらないということもあります。そのために、今まで教育委員会のほうでも早期に手を打って、今回の新年度予算でもオンライン学習をするということで、Wi-Fiルーターやウェブカメラを購入して対策をしてくださるということに対して感謝申し上げます。

また、このたびの予算について、安心して学業に取り組める体制をご配慮いただいたことに本当に高く評価いたしまして、また、子どもたちも、町民の人たちも本当に今の大変なコ

ロナ禍の中ですが、安心・安全に生活ができるよう、学習ができるようお願い申し上げまして、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（目時重雄君） これをもって、3番、本田佳子君の一般質問を終結いたします。

以上をもちまして、本日の一般質問は全部終了いたしました。

◎散会の宣告

○議長（目時重雄君） 本日はこれをもって散会いたします。

なお、次の本会議は3月18日午前10時から再開いたします。

お知らせします。この後、この場で総務福祉常任委員会、議員室で産業教育常任委員会を開催いたしますので、よろしく願いいたします。

散会 午後 2時18分